

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

【地域包括ケアシステムの推進】

地域ケアプラザでは、地域包括ケアシステム（あおばモデル）の取り組みに基づき、「健康づくり・介護予防」「生活支援体制整備事業」「医療と介護の連携」「認知症施策」「シニアの社会参加」以上、5つの項目について地域包括ケアシステムの実現の目途となっている 2025（令和 7）年に向け、重点的に取り組んでいきます。

健康づくり・介護予防の啓発

(1) 介護予防に関する普及強化

- ①体操で介護予防（ハマトレ・コグニサイズ・ロコモ予防体操）、考えて介護予防（健康講座・脳トレ）、フレイル予防（口腔・栄養・難聴・社会参加）の講座を「ポジティブエイジング」とテーマにして通年の講座を、地域ケアプラザ内及び、地域の拠点に出張して開催します。
- ②地域住民が自宅でも介護予防が行えるように、動画を作成し動画サイトにて公開します。また、ウェビナー（ウェブセミナー）開催としても展開していきます。インターネット環境に慣れない高齢の方には、ケアプラザ職員が支援して、ウェビナー参加率が向上するよう推進に努めていきます。

(2) 地域で活動するグループへの支援

青葉区役所と連携し、地域で活動しているグループ等に積極的な支援を行ない、身近な場所での健康づくりを推進し、健康意識の向上を図ります。

- ①活動グループ内の円滑な世代交代が図れるよう、ハマトレリーダーの養成を継続的に行っていきます。
- ②活動グループ内で円滑な人間関係を形成できるよう、お困りごと相談を随時受け付けていきます。顔の見える関係を築きながら介護予防を実践していきます。
- ③ケアプラザが主催する福祉出前講座では、現在、「認知症の理解」や「消費者被害の防止」「介護保険制度について」「高齢者の施設や住まいについて」等、15 のプログラムを揃えて実施しています。さらに最新の介護予防の知識を加えてプログラムを充実させ、活動グループを支援していきます。
- ④地域で行っている健康チェックの場に毎月参加し、健康・介護相談を行います。

(3) 元気づくりステーションの後方支援

- ①当地域で活動する元気づくりステーション 3 か所を継続的にサポートしていきます。参加者の加齢による入れ替わりにより、元気づくりステーション活動が停滞しないよう関心のある区民へ活動紹介を行いながら、定期的な支援を継続していきます。

生活支援体制整備事業の推進

(1) 高齢者の生活上のニーズ把握・分析

地域包括ケアシステムの具現化を目指していきます。地域包括支援センター等専門職をはじめ、居宅介護支援事業所等、関係機関と連携して、地域の現状や地域課題を整理していきます。多角的な視点や情報を得て、高齢者の生活上のニーズを把握・分析した結果を整理していきます。

(2) 多様な主体活動やサービス、社会資源の把握・分析

区職員や青葉区社会福祉協議会（第 1 層生活支援コーディネーター）、地域ケアプラザ（第 2 層生活支援コーディネーター）との情報共有を図りながら、担当地域におけるアウトリー

チ実践の有効性を検証していきます。

ケアプラザ所内（所長、5 職種、居宅介護支援事業）においても情報共有し、生活支援コーディネーターが調整役となって、地域における社会資源としての有効性を検証していきます。

（３）目指すべき地域像の共有と実現に向けた取り組み

地域ケアプラザが主催する運営協議会や地域ケア会議等の場を活用させていただきながら、地域住民とともに『目指すべき地域像』について協議を進めていきます。

協議体を形成するにあたり、参加する住民の属性（男女平等参画、年代、経歴等）を重視し、協議体に参加するメンバー自身が積極的にかかわることによって、目指すべき地域像の実現を一緒に考えていきます。

（４）地域活動やサービスの創出、継続、発展に向けた支援の取り組み

地域活動立ち上げやサービスの創出に際し、様々な問題（人や資金・場所等）が発生します。その必然性について、解決していけるよう調整していきます。

また、既存の活動団体には、定期的に活動に参加し、課題が発生していないか把握して、活動の円滑な運営と継続・発展していくための支援を行います。

今後も地域活動が継続していくように、将来的な担い手（若年者層）にも働きかけていきます。

医療・介護の連携強化

医療機関と介護サービス事業者等が利用者第一の視点をもって連携し、必要に応じた情報共有を行ってまいります。時には地域ケアプラザから積極的に医療機関に働きかけを行い、当地域を担当する介護サービス事業者との連携強化に努めます。

（１）医療機関と連携した入退院時の円滑かつ適切な流れの構築

①医療機関の入退院時に、医療機関、区役所、地域住民、ケアマネジャー等から地域ケアプラザが相談を受けたケースを整理します。

②医療・看護関係者と福祉・介護関係者の連携を強化、拡充していくために、相互の業務内容や業務範疇等を理解するための場をケアプラザが調整していきます。

③多くの事例を他事案の対応の際にも有効に活用できるように、蓄積した事例を職員間で共有して、在宅医療連携が効果的に実施できる体制を構築します。

（２）在宅医療に関する普及啓発・情報提供、相談支援体制の強化・充実

①青葉区在宅医療連携拠点と連携し、地域住民からの医療的な相談に際し、協働しながら対応します。

②地域の病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所を含めた介護保険サービス事業所との連携性・ネットワークを強化・拡充する為に、定期的な情報交換会や互いの研鑽機会、顔の見える関係強化を目的とした研修・勉強会等を開催して、地域ケアプラザの相談体制を構築します。

認知症予防の推進強化

高齢者が住み慣れた地域で健やかに生活できるように、地域と共に支援の仕組みを構築していきます。定期的な地域ケア会議の開催を以って、喫緊の課題を常に検証しながら、認知症でも安心して暮らせるよう支援していきます。地域住民の誰もが認知症サポーターとして地域の見守り者となることを目指して、より強固な見守りあいの視点を地域に提案していきます。

①認知症の方や介護者家族の拠り所となるような場の提供を行っていきます。

認知症予防カフェの開催および認知症予防啓発講座を定期的に開催していきます。

②青葉区版エンディングノート「わたしノート」の普及強化に努め、定期的な書き方講座を開催して、区民により一層活用していただけるよう働きかけていきます。

③認知症初期支援チームや認知症徘徊 SOS ネットワーク等の連携を図りながら、認知症状のみられる区民への支援体制と協働していきます。

シニアの社会参加の推進

高齢者がこれまで培ってきた知識や技術、経験を活かし、それぞれのライフスタイルに合わせて、地域の担い手としてボランティア活動や地域作りなどの様々な場面で活躍できる体制を推進します。社会参加や地域と交流することで、ひとりひとりに生活意欲と向上心が生まれ、介護予防・健康づくりに繋がっていきます。少子高齢化が加速する未来に向け、次世代に期待や重責をかけるのではなく、高齢になっても地域で活躍できる場（地域サロン等での担い手やプログラム提供）を作って支援していきます。

担当地区の中には、高齢者の介護予防や社会参加を目的とした地域サロン等が幾つか点在しますが、未整備の町内もあります。担当地区内8か所のうち、4か所が整備されていますが、担当地区内全8か所に最低1か所の拠点（地域サロン等）をつくっていきます。

担い手や参加者という立場でとらず、互いに支え合い、介護予防や健康づくりに関われる仕組みをつくっていきます。

【高齢者・こども・障がい者支援】

横浜市および青葉区地域福祉保健計画、地区別計画に基づき、地域に暮らすすべての方たちが、孤立することなく地域の一員として、自分らしく支え合って暮らせることを目指して支援していきます。

<高齢者支援>

高齢一人暮らし世帯の見守り活動や集いの場の提供など“支え合い”精神が地域包括ケアシステムの下支えになっています。地域社会資源が充実しているエリアではあるものの、一方では、高齢者の孤独死、8050問題、消費者被害や多問題を抱える家庭も多いため、地域包括ケアシステムの推進は引き続き取り組んでまいります。高齢者が孤立しないよう、集える機会はケアプラザ内外で構築していきながら、地域の見守りあい強化を推進していきます。

○高齢者が楽しみながら、気軽に介護予防できる場を設けていきます。

- ・介護予防普及強化事業 : 介護予防に関する普及強化事業の開催
(年間28講座 延べ700名参加予定)
- ・地域活動交流事業 : 文化系プログラム(音楽・創作・料理 等)
- ・たまプラ元気スタンプ : ケアプラザ館内にスタンプを用意して、気軽に足を運んでいただけるようにします。1日の歩数を増やし、地域ケアプラザとの顔の見える交流を図ります。

<こども・子育て支援>

子育て支援に関して担当地区のモットーである「地域ぐるみでこどもを育てよう」に基づき、地域の子育て情報を紹介しながら気軽に相談できる機会を作っていきます。また、地域の子育て支援団体との情報共有を密にしていきます。各支援団体が適宜情報共有する仕組みは、折々にネット環境を駆使して構築していきます。児童虐待等の問題に関する事案が発生した場合には、関係機関と連携して迅速に解決できるよう取り組んでいきます。

○子育て世帯が、安心して過ごせる場を設けていきます。

- ・親子のあそび場 : 子育て情報提供、ミニ講話
- ・地域活動交流事業 : 親子体操系、手作りワークショップ

<障がい者支援>

身体、知的の障がいのある当事者への理解を推進すべく、関係機関と連携しながら、当事者支援の強化を図っていきます。横浜市中途障害者地域活動センターをはじめ横浜市リハビリテーションセンター等の関係機関と連携して、ハンディキャップを抱える当事者が地域で活躍できる場を共に考えていきます。

地域の中には、特に精神疾患のある当事者が急増しているイメージがあります。当事者と支援団体とケアプラザが一体となって、当事者の社会参加や社会復帰の機会を提供し、支援体制を推進していきます。

○障がい当事者が気軽に社会参加できる場を提供していきます。

- ・地域活動交流イベント : ケアプラザまつりや文化祭での発表および出店
- ・就労に向けた補助的支援 : 横浜リハビリテーションセンター・横浜市中心福祉機器支援センターと共催した生活支援講座

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

【担当地域の特色】

たまプラーザ地域ケアプラザは、東急田園都市線たまプラーザ駅直結の施設で、地域住民にとって利便性がよく、天候に拘わらず通いやすい立地にあるため、高齢者から子育て中の方まで幅広い世代に利用していただいております。また、区民にとっては、仕事帰りに立ち寄ることができ、駅発着のバスを利用して来館できることから、介護の相談をはじめ、身近な生活相談先として周知されています。たまプラーザ駅周辺の環境は、百貨店やショッピングモールをはじめ、大手スーパーや家電量販店、銀行が充実しており、保育園や幼稚園、小中学校等、子育て世帯には特に暮らしやすい生活環境が整っています。駅から少し離れると閑静な住宅街となり、近年は新しいマンションも建設され、当地域の住みやすさに転居してこられる方も多くいらっしゃいます。他市から高齢の親を呼び寄せる方も多く見受けられます。

たまプラーザ地域ケアプラザの担当する地区は、山内地区と美しが丘地区になります。

◇山内地区は区内でも最大のエリアを占め、古くから続く地域の伝統行事や例大祭があり、歴史ある文化を伝承しながらの生活がなされております。毎年秋には「山内体育レクリエーション大会」も開催されており、多くの地域住民が参加して、多世代交流が図られています。

◇美しが丘地区は自治会活動や福祉保健活動が活発で、住民の健康や環境保全の意識も高く、連合自治会主催で、健康ウォーキングや公園落ち葉拾いを住民に呼びかけ実施されています。たまプラーザ駅に程近く緑豊かな団地は、高齢世帯が多く暮らしています。近代的なマンションには子育て世帯が転居されてくるケースも少なくありません。

【課題および将来像】

青葉区の65歳以上の高齢者人口は今後も増加傾向にあり、2030年における高齢化率は26.9%と見込まれております。また、75歳以上の後期高齢者は2010年比の2030年増加率が横浜市18区中1位となることから、当地区においても高齢者人口は増加していくことが確実といえます。

2015年時点で、青葉区の男性平均寿命が83.3歳（全国1位）、女性が88.5歳（全国で9位）となっており、区民の健康意識の高さが影響していると思われます。当地区においても高齢者の介護予防に関する意識が高く、健康体操やウォーキングへのニーズや参加率が高くなっております。

一方で、地域包括支援センターに寄せられる相談内容をみると、介護・医療問題が年々増加し深刻化してきております。特に駅開通時から長年お住まいの方の高齢化が一気に進んでおります。当地域ケアプラザは駅に隣接した立地ということもあり、日ごろから相談に訪れる方が多くみられます。日常生活を営む上で、高齢者虐待、緊急対応、精神疾患、多問題家族等に関して無縁ではありません。

【課題への取り組み】 ○：課題 ⇒：取り組み

○ケースが重くなってから相談に来られる方や、長期的な支援が必要なケースが多く、区役所や地域協力員（民生委員等）との連携が不可欠です。またケースの早期発見が重要で地域の掘り起こしも課題です。

⇒ケースが重篤化する前に、ケアプラザがまず区民の身近な存在になる必要があります。相談が来るまで待っているのではなく、積極的に地域の拠点に出向き、親しみと安心感を与えられるような信頼関係を築いて、些細なことでも相談していただけるよう、定期的な出張相談を実施していきます。

○多様なケースに対応できるよう、関係機関や医療機関とのネットワーク構築や連携の強化が必要です。

⇒2020年に発生した新型コロナウイルス感染拡大の状況下で、ネット会議の活用が活発になりました。将来的には、人が移動せずに開催されるWeb会議が主流になっていくことが予想されます。ケアプラザでもWeb環境整備と強化を行いながら、様々なケースの迅速な課題解決に向

- けて、関係機関との協議が即時に開催できるチームケアの実践に取り組んでまいります。
- 地域団体は多く存在していますが、個々の活動が中心で、団体同士の関わりが少ないことから、ケアプラザが団体同士の繋ぎ役となる支援が必要です。
 - ⇒デジタル化が進む一方で、人々は互いに顔を合わせ触れ合える機会を望んでおります。活動団体が互いに活動を認め合い、刺激を受けられるような場やイベントの開催を行っていきます。ケアプラザまつりや文化祭等、交流や活動発表の場の提供を行います。
 - 家庭内崩壊、ニート、引きこもり、8050 問題など家庭内で閉ざされた課題が相談内容から窺えます。
 - ⇒問題が表面化しにくい状況をいかに早期相談につなげられるかという点については、関係各所の連携は欠かせません。地域にかかわりの深い民生委員の方々との定期連絡会はもとより、いつでも相談が受けられるよう、セキュリティ機能を強化し、個人情報保護と漏洩防止を徹底したグループメールの活用を行います。
 - 高齢化率の高い各地区に対して、実態把握や介護予防など積極的なアプローチが必要で、エリアの民生委員や自治会等と共に地域ぐるみで推進する必要があります。
 - ⇒地域ケア会議等を通じて、地域住民とケアプラザが一体となって、健康寿命を延ばす仕組みを構築していきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1. 地域との連携

①有機的重層的ネットワークの深化・拡充

地域の方々と連携して進められるよう、様々な活動に職員が参加して「顔の見える関係づくり」を進めていきます。有機的（※1）重層的（※2）ネットワークの機能を拡充させていきます。

地域の民生委員等の見守り活動で、地域で困りごとを抱えている方の情報を得て、地域の方々・区役所・区社協と連携し、課題解決を図ります。

※1 有機的：支援に携わる関係者同士がお互いのできることを、できないことを共通理解し、それぞれの役割が機能し合うこと

※2 重層的：支援が必要な人を支える制度や活動の支援範囲が重なり合って、そこから抜け落ちることを防ぐ状態

（上記に関わる団体）

美しが丘連合自治会、山内連合自治会、美しが丘地区社会福祉協議会、山内地区社会福祉協議会、美しが丘地区民生委員児童委員協議会、山内地区民生委員児童委員協議会、美しが丘地区保健活動推進員、山内東地区保健活動推進員、美しが丘地区老人クラブ連合会、山内地区老人クラブ連合会、青葉区消費生活推進員、次世代郊外まちづくり、美しが丘消防団、山内消防団 等

2. 行政との連携

- ①第4期福祉保健計画および地区別計画について、地域ケアプラザの役割を遂行します。
- ②青葉区（生活支援課）の主催する『寄り添い型学習支援事業』に協力します。
- ③区と連携した介護予防・健康促進事業を推進します。

3. 区社会福祉協議会との連携

- ①生活支援体制整備事業での連携
- ②地区社会福祉協議会の後方支援
- ③認知症サポーター養成講座の協働
- ④権利擁護事業（成年後見制度、あんしんセンター等）普及促進の連携
- ⑤生活困窮者自立支援の強化

4. 関係機関及び様々な団体との連携

①障がい児・者支援機関との連携

基幹相談支援センターすてっぷ、後見的支援室ほっぷ、ユースプラザ、学校、医療機関等と連携して支援を行なっています。

②権利擁護事業関係機関との連携

横浜弁護士会、リーガルサポート（司法書士）、コスモス（行政書士）、ぱーとなー（社会福祉士）、消費生活総合センター等の連携をしています。

③地域の民間事業所、企業、商店街等との連携

生活支援体制整備事業に関連した地域支援の取り組み

④次世代郊外まちづくり（公民共同推進事業）との連携

横浜市建築局と東急電鉄共同による次世代郊外まちづくり住民参加型のワークショップ参加

⑤他の地域ケアプラザ等との連携

共通の課題を抱える地域ケアプラザと連携し、共催事業や事業報告会を行います。

⑥他市地域包括支援センターとの連携

たまプラザは川崎市（宮前区）と隣接している地域性から、宮前区の地域包括支援センターとの連携、共催事業等を実施します。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

1. 基本理念 心技一如

事業は主に、社会的支援を必要とする方を対象とした対人援助であることから、法人としては「技術」の向上だけでなく、「心」を旨とした倫理観に基づいた姿勢にも重きを置き、「技術」と「心」を一体として援助できる組織、職員の資質の向上を目指しています。

2. 運営三理念

① 人への思いやりを大切にする福祉サービスを追及します。

常にご利用者個の視点、立場において思い、考え、接し、実践します。

② 明るくのびのびとした環境づくりに努めます。

ご利用される場、生活される住まい、職場がいつも気持ちの良い場所や雰囲気であるよう努めます。

③ 安心と信頼感を得られる組織づくりを目指します。

私たちの職場は、秩序と連帯のある行動を通して、地域やご利用者に信頼されるように努めます。

3. 運営方針

① ご利用者一人ひとりの尊厳を重んじます。

② ご利用者の気持ちを受けとめ、自立支援に努めます。

③ 地域のネットワークを大切にし、対話に努めます。

④ 温かみのある挨拶と言葉がけを励行していきます。

⑤ 人材育成の強化により、高い専門性とより良い協働を実現していきます。

「ご利用者」とはサービスを活用する者、および幸せを願うご家族や関係者、さらに高齢者のみならず地域における福祉サービス対象者（障がい者など）を含む全体を指します。

「ご利用者の気持ちを受けとめ、自立支援に努めます」とはまず、ご利用者の考えや思いを受けとめることが大切です。その上で、専門者としての判断を行い、自立に向けてのサービスを提供することをいいます。

「協働」とは自らが専門とする業務だけではなく、全体あるいは他者が専門とする業務も同じように尊重し、協力して仕事の質を高めていくことをいいます。

4. 事業実績

当法人は、横浜市青葉区を拠点として平成元年から約 30 年に渡り「地域の皆さまと共に」を合言葉に、何よりも「人を大切にする」ことの実践として、対話することを重要視しています。顔の見える関係を作るために、率先して地域に出て様々な活動に参加させていただき、各拠点の職員はその地域の一員であるという意識を強く持ちながら運営をして参りました。

平成 10 年には在宅介護支援センター（現在の地域包括支援センター）が、運営する特別養護老人ホームに併設され、すすき野地域ケアプラザが開設される平成 28 年まで、地域福祉の担い手として皆さまのご意向を尊重しながら、信頼関係を構築してきました。特別養護老人ホームの機能を活かし各地域ケアプラザの閉館後の夜間緊急相談電話の対応も担いました。平成 13 年には、法人として初めてとなる横浜市地域ケアプラザ（美しが丘地域ケアプラザ）の運営に携わり、平成 18 年度から指定管理者として選定され、現在に至るまで約 20 年運営を継続しております。平成 25 年に、今回の公募場所である『たまプラザ地域ケアプラザ』の指定管理者の選定を受け、約 7 年が経過しました。

現在運営している事業は、介護保険事業として特別養護老人ホーム（2 施設・100 床、122 床）、短期入所生活介護（2 か所・4 床、14 床）、通所介護（2 か所・定員 30 人、40 人）、訪問介護（1 か所）、居宅介護支援（3 か所）。加えて法人として初の障がい事業である生活介護（1 か所・通所事業定員 20 人）に平成 30 年 7 月から取り組んでおります。指定管理施設としては、横浜市地域ケアプラザ（2 施設）。公益事業のサービス付き高齢者向け住宅（1 か所・14 戸）となっております。

職員数は法人全体で 314 人が在籍しています（常勤 128 人、非常勤 186 人）。

何をするにおいても全ては「人」です。魅力のある組織には、魅力のある人材が必ず存在します。地域も同様です。それぞれの地域を愛する魅力のある方々と私共は 30 年以上に渡ってお付き合いをして参りました。地域包括ケアシステムもそこに関わる人こそが根幹だと考えております。これからも地域の皆さまとご一緒に考え行動し、これからの地域を支える人材を育んで行くことが、法人の大きな財産となり発展につながることでと考えております。

5. 顔の見える関係づくり（信頼関係の構築）実績

普段の生活の中から、地域の皆さまと交流する機会が大切であり、法人の方針にも掲げ対話することを重要視してきました。

①地域関連団体との交流、会議への参加

地区社協の定例会、自治会定例会、民児協定例会、地域支援団体の定例会

②地域行事への参加、協力、支援

ご利用者の参加、必要物品等の貸し出し、行事運営の協力（マンパワーとして）、夏祭り、秋祭り、どんど焼き、運動会（自治会、小学校、保育園）、入学式卒業式、落語鑑賞会、収穫祭、芸能大会、地域お食事会、お花見会、グランドゴルフ、老人会（敬老会など）、料理教室など

③各種講演会や出張福祉相談、体操指導、介護予防プログラム等の無料提供

④地域コミュニティサロンの運営支援、協力

⑤福祉用具の貸し出し（無料）

⑥特別養護老人ホームのホールの貸し出し（無料）

⑦地域介護予防カフェの定期開催 月 1 回定例

6. 地域交流行事等実績（法人行事）

①鯉のぼり祭り（5 月）

施設前庭に地域の方からご寄付をいただいた約 100 匹の鯉のぼりを毎年泳がし、地域の方に楽しんでいただいています。

地域の子供たちの端午の節句のお祝いも兼ね、施設に来てもらい異世代間交流の機会にしています。地域の各小学校、保育園等 約 300 人の子供たちと交流親睦をしています。

②夏祭り（8 月）

毎年、地域参加型の夏祭りを開催しています。

平成 20 年から隣接する介護老人保健施設と 2 施設での共催という形式です。

ご利用者、ご家族、職員、地域の方等 約 1,000 人近い参加人数となります。

③近隣小中学校、保育園との交流をしています。

生徒さん、園児さんに来てもらい施設内で交流、子供たちによるボランティア活動もありま

す。

- ④近隣高齢者施設等親睦交流 風船バレー大会（5～6月頃）を開催しています。
近隣施設のご利用者に来ていただき緑の郷ホールで風船バレー大会を開催しています。
区内近隣施設8施設が参加 ご利用者、職員間の交流親睦の場になっています。
特別養護老人ホーム、障がい福祉施設、グループホームなど。
- ⑤地域サロンギャラリーを開催しています。
玄関エントランスホールを地域の方の作品展示に活用しています（無料）。
年間を通して、個人、団体等の作品を展示します。
- ⑥子ども食堂を運営しています。
すすき野地区で毎月2回（第2・4金曜日）子ども食堂を運営しています。地域のコミュニティサロンを利用することにより地域の活性化にも寄与しています。
- ⑦地域防災協定を締結しました。
法人本部がある特別養護老人ホームにて、すすき野地区、中里地区と災害防災協定を締結しています。発災時の相互支援体制 訓練等の相互参加、協力をします。
新設した川崎市の特別養護老人ホームにおいても同様に進めて行きたいと考えています。
- ⑧地域ボランティアの受入れ状況。
年間延べ約4,000人（青葉区特別養護老人ホームのみ）に活動していただいています。
行事支援、生活支援、清掃、クラブ講師、喫茶店運営、お話し相手などの活動です。
ボランティア感謝会親睦会を毎年開催しております。

7. その他の実績

- ①平成20年日本初となるEPAインドネシア介護福祉士候補生2名の受け入れ先として、当法人の特別養護老人ホーム（青葉区）が全国に先駆け選ばれました。2名共に介護福祉士国家試験にも合格。その後1名は帰国しましたが、1名は現在も当法人の職員として活躍中です。
- ②平成13年（～平成25年まで）からは、福祉人材育成を法人として推進すべく、委託を受けてのホームヘルパー2級（現介護職員初任者研修）の養成事業に取り組み12年間において、300人以上を養成しました。現在も人材育成の協力と支援は積極的に行っております。各種養成機関の現場実習受け入れ、福祉系大学・専門学校の実習受け入れ及び講師派遣、初任者研修・実務者研修の講師派遣、実習受け入れなど。近年は、外国籍の資格取得者に向けての養成所への講師派遣や外国からの留学生受け入れなども積極的に取り組んでいます。
- ③職員が働きやすい環境づくりも、法人としての大切な取り組みのひとつです。法人本部がある特別養護老人ホームでの、様々な取り組みが認められ、横浜健康経営認証の最高クラスAAAの認証をいただきました。（令和2年1月）
法人全事業所にて、働きやすく、働き甲斐のある職場をつくり長期雇用を実現しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1. 予算の執行状況

毎年3月に理事会及び評議員会にて承認された予算計画を執行。毎月定例の経営会議にて、予算の執行状況を各事業所拠点長から法人本部へ報告、目標数値を確認し未達成の要因をしっかりと把握することで、適切な管理に努めております。また、四半期毎に委託している公認会計士事務所のチェックを受け、適切な助言と指導をいただき財務管理を行っております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通所系のサービス収入において当初予算から下方修正が必要な状況となりました。下半期に入り補正した予算における収入執行率は12月末時点で、75%とほぼ予算通りの進捗状況にあります。

2. 法人税等の滞納の有無

法人税、消費税等の納税業務については、公認会計士事務所にも委託し適正に申告及び納付業務を行っております。現時点で滞納はありません。

3. 財政状況の健全性

平成31年・令和元年度末の総収入額は1,483,897,606円、総支出額が1,454,149,038円、当期収支差額は29,748,568円でした。

また、自己資本比率は61.1%（50%以上で優良水準）、総負債比率は63.5%（100%以下で優良水準）であり、数値からも健全な財務状況となっております。

4. 安定した経営基盤

運営する事業所数が増加したことによりスケールメリットの有効性が拡大し、人員配置や業務の能率性・効率化も向上し経営基盤強化につながっています。

平成30年に事業を開始した、川崎市の特別養護老人ホーム（入居定員136床）と横浜市青葉区の障がい福祉サービス生活介護施設（通所定員20名）の運営も順調で共に事業活動資金収支においてプラス収支となり、さらなる法人の経営安定につながっています。

財務的な面だけでなく、30年以上の実績による地域との絶対的な信頼関係と法人を支えてきた職員が（平均在職期間14.7年）、何よりの法人の財産であり安定経営に欠かすことのできない基盤であると考えております。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1. 職員の人員配置と資格要件

所長に関しては、ケアプラザに長年従事している者が着任します。法人内においてもケアプラザ所長経験者が複数名おり、運営に関して法人内でサポートできる体制を整えております。

地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所の職員はすべて資格要件を満たしており、経験豊富な職員を配置しています。地域活動交流および生活支援のコーディネーターは、業務を実直に遂行できる能力のある者を配置しています。子育て支援に注力するため、担当する専任職員には、保育士資格を有する者や横浜市放課後児童健全育成事業にも関わっている者を配置します。ケアプラザ職員として着任した者は、個人の意思または疾病等による理由がない限り、一定の期間は在籍させて、地域住民やサービス利用者・家族との関係構築に努めております。指定管理期間に職員の欠員が出た場合には、適材適所を念頭に法人内異動または新規採用にて、迅速に充足させていきます。

- ☐ 所 長 1名
- ☐ 地域活動交流
コーディネーター 1名 サブコーディネーター 6名（子育て支援専任スタッフ含む）
- ☐ 地域包括支援センター
保健師・看護師等 1名 主任ケアマネジャー 1名 社会福祉士 2名
介護予防プランナー1名
- ☐ 生活支援コーディネーター 1名
- ☐ 居宅介護支援 ケアマネジャー 3名

2. 勤務体制

ケアプラザ開館時間に合わせて、職員が基本8時間労働（1時間休憩）で勤務します。

日中勤務者と遅番勤務者を在職者で均等に割り当て、土日は輪番で勤務者をおきながら、全職員が週休2日を取得できるように勤務体制をとります。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1. 人材育成

法人としては次世代の育成にも注力しており、福祉系大学と連携して、主に社会福祉学科4年生を対象にインターンシップ制を採用し非常勤雇用しています。インターンシップ先としては、地域ケアプラザをはじめ、特別養護老人ホームやデイサービスで、将来、実際の働く職場をイメージしていただきながら、大学卒業後の就業先として見極めていただくことを目的としています。

法人の考え方としては、インターンシップで福祉の現場経験または業務の補佐を体験し、入職後は特別養護老人ホーム等での現場経験を経て、将来的に地域ケアプラザを含めた拠点で現場経験と専門資格を活かして活躍していただくことを期待しています。

2. 研修計画

◇所内研修

研修名・テーマ	概 要	回数
① 個人情報保護	個人情報を取り扱う際の基本的事項を確認します。	年1回
② 人権・職業倫理	人権に関する意識と専門職としての規範を確認します。	年1回
③ 緊急時対応・AED 使用法	突発的な事案発生において、適切な処置を行うための実地訓練を行います。	年1回
④ 感染症対策	食中毒や感染症が流行る時期に、それらの対策と意識の向上を図ります。	年1回
⑤ 認知症の理解	専門機関として、最新の認知症に関する情報の共有を行います。	年1回
⑥ 事故防止対策	情報漏えい含め業務上起こりうるインシデント事案を検証し、対策を検討します。	年1回
⑦ 防災訓練	地震や火事等の災害時を想定した実地訓練・避難誘導を行います。	年1回
⑧ 職員のメンタルヘルス	職場で働くすべての職員に対し、心身の健康を保つために必要なことを学びます。	年1回

◇法人内研修

研修名・テーマ	概 要	回数
階層別研修	新人・中堅・上級・係長・管理職など階層別に実施し、スキルアップを図ります。	年 1 回
接遇について	業務上関わる利用者に対して、職員の態度・言葉遣い・もてなしの姿勢を学びます。	年 1 回

◇外部研修

資格の更新や業務のスキルアップに必要な研修は、すべての職員が差異なく参加できるよう調整していきます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

たまプラーザ地域ケアプラザは、横浜市と東急電鉄㈱が業務提携し、施設は㈱東急モールズデベロップメントが管理している「たまプラーザテラスリンクプラザ」4 階一部のテナントを間借りする形で運営しております。そのため、施設および設備（一部）の維持保全には、管理会社の定期点検と修繕計画をもとに協議して、双方合意の上、実施していきます。

1. 設備定期点検

項目	頻度	備考
空調機フィルター清掃	月 1 回	指定管理料より実施
自動ドア保守点検	年 4 回	指定管理料より実施
電気設備定期点検	年 1 回	㈱東急モールズデベロップメントより実施
飲料水水質検査	年 2 回	
機械式駐車場保守点検	年 4 回	

2. 定期清掃

項目	頻度	備考
定期清掃	毎日	休館日（第 4 月曜日）および年末年始（12/29～1/3）を除く
ガラス窓清掃	2 か月に 1 回	特になし

また、指定管理者が請け負う地域ケアプラザが所有備品については「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザの管理運営に関する年度協定書」に基づき管理し、備品の購入廃棄等については、都度、相談・報告していきます。

3. 職員による日常的な点検および軽微な修繕

出勤後の朝礼後、施設内点検を職員全員で行い、異常がないか点検します。また、感染症対策として、人の手に触れる箇所の消毒作業も実施します。

最終退勤者による施設内点検も行い、異常がないか確認すると同時に、ガスや水の漏れがないか、電気系統の不具合や消し忘れがないか確認します。

以上は毎日実施していきますが、年に 1 回（年末仕事納めの日）は、普段重点的に行えない箇所、館内側窓清掃や備品修繕（長机のキャスター補修やねじのゆるみ点検等）を実施していきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

地域住民が安心安全にご利用いただくために、事件事故防止について徹底した取り組みを行います。

1. 事件事故の防止体制

地域ケアプラザを運営していく上で、様々な状況を想定した対応を備えておきます。

所内職員で構成した『安全管理委員会』は、[防火・防災対策][医療・感染症対策][車両整備][事故防止・インシデント対策][設備点検]の部会に分かれて行動しており、定期的な会議や必要に応じた点検作業を実施しています。

ケアプラザ職員の横断的自主組織として、安全委員会を母体とし、各ワーキンググループを設置して各事案に対し、協議、検討を行います。



統括責任者は所長

ワーキンググループ

- 防火・防災対策：防災訓練企画／災害用備蓄品の管理
- 医療・感染症対策：救急対応マニュアルの整備／感染症予防対策
- 車両整備：所有する車両や自転車の定期点検
- 事故防止・インシデント対策：情報漏えい対策／インシデント検証
- 設備点検：館内の設備点検／不具合箇所の簡易修理

2. 事故（緊急時）への対応

所内で事故が起きた際には、即時対応と同時に関係各所（法人本部・区役所所管課等）へ連絡報告します。対人に関しては、事業所としてまた法人として誠意をもって対応し、しかるべき賠償を行います。対物に関しても上記と同様です。

また、急病者が出たときは、ケアプラザ職員看護師または法人内看護師、ケアプラザ協力医と連絡を取りながら、たまプラーザテラス防災センターに連絡して救急対応し、人命第一優先で行動します。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や口ごとの訓練等）について、具体的に記載してください。

1. 事前の備え

- ①災害時行動マニュアル、および福祉避難所開設マニュアルに基づき行動していきます。
- ②各マニュアルの随時点検し、必要に応じて改訂していきます。
- ③福祉避難所開設訓練および災害時用備蓄品の点検を年に1回実施します。
- ④日頃より、入居しているたまプラーザテラス防災センターと緊密に連絡を取り合いながら非常時の対応を確認します。

2. 発災時の対応

- ①開館時間内の場合：館内にいらっしゃる方々の安否確認を行い、状況に応じて対応します。
(館内待機または帰宅誘導、地域防災拠点へのご案内等)
- ②閉館後の場合：所長以下職員は自身の安全を確保したうえで、互いに安否確認を行います。

3. 職員の連絡手段

クラウド型ビジネスチャットツール（社内グループウェア）を活用して、連絡、指示、報告は一斉配信し、迅速に情報共有していきます。

4. 福祉避難所の開設および運営

- ①職員の参集について、まず職員自身と家族の安否確認ができた時点で、事業所へ参集することが可能かどうか判断していきます。指揮系統は所長が行い、所長が機能しない場合には、法人本部が陣頭指揮を代行します。
- ②青葉区や地域防災拠点と連携しながら、福祉避難所での受け入れ状況を整えていきます。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災以後、当地域では大きな地震に見舞われておりませんが、今後の震災予測（下記参照）も想定しながら、発災時の備えをいきます。

○30年以内に起こる地震予測 ※防災科研『地震10秒診断』アプリより算出

場所：横浜市青葉区新石川2丁目

震度	確率	停電日数	ガス停止日数	断水日数	全壊確率 (鉄筋コンクリートの 場合)	出火確率
5弱	99%	1日	1日	2日	0%	0%
5強	80%	2日	4日	7日	0.2%	0%
6弱	31%	3日	12日	20日	2.4%	0.2%
6強	4%	4日	15日	24日	2.8%	0.2%

以上の状況をみて、地震においては当地域で震度5強から6弱の際に受けるダメージ（停電日数等）を想定して、災害時における避難誘導、関係機関、地域防災拠点等との連携、福祉避難所の開設準備、災害用備蓄品の整備に努めます。

1. 防災訓練の実施

- ①年に1回、入居している建物全体の防災訓練が実施されるため、必ず参加します。
たまプラーザテラス防災センターからの指示を受け、行動します。
- ②地震や火災を想定した避難誘導訓練をケアプラザ独自でも計画し、利用者（貸館利用団体）にも訓練に協力していただき、職員が適切に避難誘導できるようにします。
- ③風水害については、当ケアプラザが入居する建物の構造上、被害想定が低いことから、地域の被害状況把握に努め、適切に関係各所と連携を図りながら対応していきます。

2. 地域防災拠点との連携

- ①各地区で実施されている定期防災訓練や防災のつどい等に所長以下担当職員が参加して、発災時における地域の動きや連携方法について、情報共有を行います。
- ②定期的に開催される地域防災拠点会議に出席して、発災時の相互の行動指針を確認するとともに、地域の役員との顔あわせを行い、連携強化に努めます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

1. 公正・中立性の確保

- ①介護保険サービスの相談、利用を希望する本人、家族に対して、ハローページ等の資料を使用し、複数の事業所を提示します。
- ②居宅介護支援事業所や介護保険サービス事業所等を仲介・調整するに際し、本人、家族に可能な限り、各事業所の特徴や内容、所在地を伝えた上で、本人、家族に選定していただきます。
- ③本人、家族の意向を尊重しつつも、特定の事業所に偏らないように職員間で情報を共有し、ケースの依頼に際しての公正・中立性を確保します。
- ④ケアプラザの貸館についても施設利用マニュアルを守り、透明感のある施設管理を継続して行います。
- ⑤貸館利用希望団体には競合した場合、抽選により当落を明確にすることで、公正中立を確保します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

1. 意見・要望の受付方法

- ①館内に意見箱を設置しております。随時、投函されたご意見は可能な限り迅速かつ丁寧に対応していきます。
- ②直接的なヒヤリングによる受付方法として、日常で職員が区民との触れ合いの中で、また、事業開催時や地域訪問時におけるアンケートやヒヤリング機会の中で、いただいた意見は所内で共有し、改善が必要な場合には、迅速かつ丁寧に対応していきます。
- ③ホームページ上で、事業所の代表メールアドレスを開示しています。メールアドレスが明確になるため、発信者の匿名性が失われますが、メールにおいても意見・要望を随時受け付けていきます。
- ④利用者アンケートを年に1回実施していきます。事業内容によって、貸館利用団体、来館相談者、事業参加者、介護保険サービス利用者等の分野ごとに適正人数のアンケート協力依頼をして、回収後集計し、いただいたご意見に対しては改善に努めます。
また、集計した結果は、ホームページや広報紙紙面にて公表していきます。

2. 苦情（意見）に対する姿勢

日頃より区民や施設利用の方々から様々な要望が寄せられます。捉え方によっては苦情なのか意見なのか施設側と対象側と見解が分かれることがあります。いずれにしても、区民から上げられた声として施設運営においては前向きに改善していくため、迅速かつ丁寧に対応していきます。

3. 苦情（意見）への対応

法人では第三者委員会を設置しており、年間で定期的に3回、苦情案件を委員に報告しています。どのようにして苦情につながったのか、その対応策までご意見をいただき、改善に努めております。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1. 個人情報保護及び情報公開の取組み

- ①法人内において、個人情報保護に関する規程を定め、所属する職員は遵守することを義務付けています。尚、本規程は、随時見直す機会を設け、時代に即した内容を整備します。
- ②個人情報保護研修を年度初めに必ず行います。個人情報の取り扱いについて、管理職、一般職員それぞれチェックリストを実施して、自主点検を行い、漏えい事故防止に努めます。
- ③FAXでの個人情報を含む書類の送信は原則として行いません。やむを得ない場合は個人情報をマスキングした上で、ダブルチェック体制をとって行い、誤送信のないようにします。
- ④個人情報書類の受け渡しで、郵送手段を取る場合も、誤送付のないようダブルチェック体制をもって取り組んでいきます。

2. 情報公開の取組み

- ①「指定管理者における情報公開に関する規定」に従い、適切に情報公開を行います。
- ②事業計画、事業報告、法人の運営状況などの資料は、ホームページで閲覧できるようにして、館内でも掲示し、情報公開に努めます。
- ③広報紙、ホームページ、SNSなどを活用し、最新かつ必要な情報を周知いたします。
- ④ホームページについては、横浜市ウェブアクセシビリティ方針に即した運用を行います。

3. 人権尊重の取組み

- ①人権研修や倫理研修を実施し、対人援助職、福祉職として、人間性が豊かで、規律正しい職員育成を行います。
- ②地域に住む全世代の方、認知症や障がいを持つ方、外国籍の方などが当たり前に関わり、地域で生活することができるよう、啓発活動や集まりの場等を企画、実施してまいります。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1. ヨコハマ3R夢プランについて

ケアプラザ来館者、貸し部屋利用団体によるゴミの持ち帰りをお願いしています。職員も事業所から排出したゴミの分別を行っています。ケアプラザ事業の中で廃材を活用したおもちゃの制作をして、リサイクル活動に取り組んでいます。また、事業所内においても余分な備品をもたない、つくらないよう心がけています。

ケアプラザ祭り等のイベント時に横浜市資源循環局と連携して、「ヨコハマ3R夢プラン」についての啓発を行っています。

2. 市内中小企業優先発注について

横浜市の市内中小企業振興条例に基づき、条例に定められた事項を理解したうえで、物品購入等については、横浜市を拠点とする民間企業から発注または取引を優先して行います。

経済センサスによると、青葉区の事業所業種の内訳をみると、平成28年のデータでは卸売業、小売業が最も多く、地域経済に大きく関わっています。地域経済を活性化する上でも、市内または青葉区を営業エリアとしている業者との取引を優先することにより、地域経済活性化に寄与できればと考えます。

3. 男女参画推進について

横浜市男女共同参画推進条例および男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画の推進に寄与していきます。青葉区には「男女共同参画センター横浜北」が設置されているため、センターと協働して、『子育てママのためのおしごと復帰“プレ”セミナー』を年に1回開催しています。今後も社会での女性の活躍を支援するとともに、男性に向けた育児の積極的参加を応援するための事業『パパの子育て応援講座』や『パパのための子育てサークル』立ち上げに向けて尽力してまいります。

事業

(1) 全事業共通

ア 総合相談について（高齢者・子ども・障害者・生活困窮者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者・生活困窮者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

地域ケアプラザの機能や役割、相談機関としての理解、認識をより一層強化していくため、多種多様な手段で情報提供していきます。また、ケアプラザが取り組む高齢者支援・介護予防等、子育て支援に関する情報、障がい当事者への支援、生活困窮者分野の支援情報を広く提供できるよう取り組んでいきます。

1. 多様な情報ツールによる提供

- ①広報紙、事業のチラシ、ホームページ、ブログ等、ケアプラザが主導で行える媒体を活用して、ケアプラザを利用する区民をはじめ、ケアプラザがどういうものかわからない区民の方にも理解していただけるよう案内していきます。
- ②地域の情報誌（ミニコミ誌）や地元紹介サイトとも協働しながら、ケアプラザの概要を知っていただく機会を得ていきます。

2. 自主事業やケアプラザ主催会議を通じての情報提供

- ①各事業の講座に参加のため来館された区民、また、ケアプラザから参集を呼びかけ参加していただいた区民や関係者に向けて、ケアプラザの機能や役割を案内していきます。
館内には、事業のチラシをはじめ、地域から寄せられた情報や行政からの案内等、公益にふさわしい内容の情報をわかりやすく掲示し、チラシを配架します。

3. 総合相談時における情報提供

- ①介護保険の申請をはじめ、生活相談で訪れた区民に対し、必要とされる情報の提供を行っていきます。介護サービスやインフォーマルサポート、医療・福祉・保健情報や高齢者の住まいの相談まで、関係機関のご紹介も含め行っていきます。

イ 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1. 施設の稼働率向上の対策

たまプラーザ地域ケアプラザは開設して7年が経過しました。開設当初は、より多くの区民にケアプラザを知っていただくため、多種多様な事業を実施し、イベントも多く開催して行きました。その成果もあり、ケアプラザの機能が区民に知れ渡り、立地の良さから貸部屋を利用される団体数も年々増加傾向にあります。

一方で、貸部屋利用の登録団体が増えると稼働率は高まりますが、新たな利用を希望する団体が利用できない、希望する枠で競合が激しくなる状況が改善されません。

そこで、ケアプラザが使用する枠を減らして、少しでも区民（利用団体）が利用できる枠の空きを増やし解消していきます。

2. 効率的な施設貸出し方法

ケアプラザの貸部屋空き情報を随時ホームページ上で公開して、利用希望団体が電話でケアプラザに問い合わせることなく、活動の準備ができるよう支援していきます。

3. 有益情報の提供方法

現在、紙媒体で情報提供を行うことが主流となっておりますが、デジタル化が加速する社会情勢を鑑み、事業チラシのデジタル化にシフトし、電子掲示板の活用、SNS による情報発信速度を速めたいと考えています。

但し、現行では、高齢世代において紙媒体が親しまれていることもあることから、デジタル化を推進しつつ、紙媒体での情報提供も併用して行っていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

担当地域内の関連施設との連携は、ケアプラザを運営するにあたって非常に重要であると考えています。日常業務の中で「顔の見える関係づくり」「情報交換・情報共有が円滑に行える関係づくり」を目指し、積極的な働きかけを行います。

1. 所内連携

- ①所内連携の具体的な取り組みとして、職員会議、職種会議・包括カンファレンスを毎月開催します。職員会議には常勤職員のほか、居宅介護支援事業所職員やサブコーディネーターも出席し、地域の状況や情報の共有に加え、地域住民にとってより良い施設として機能するための問題提起と改善に向けた話し合いも定期的に行います。
- ②5職種会議では、各職種の活動状況、地域情報や課題の共有、主催事業の検討を行います。情報共有に関しては、地域支援記録を活用し、地域ニーズの抽出や地域特性の整理、可視化を行い、アセスメントシートを作成します。5職種と区役所が開催する包括カンファレンスでは双方の活動状況や情報共有を行います。

2. 近隣施設との連携

①地区センターとの連携

定期的に情報共有の場を設け、地域ニーズ・地域課題に応じた共催事業を開催します。
また、地域活動団体の情報交換なども活発に行います。

②新石川スポーツ会館との連携

駅直結のケアプラザとは異なり、駅から離れた住宅街の中にあるという特性を生かし、ケアプラザには通いにくい近隣の住民の活動場所として重要な役割を果たしています。
地域課題やニーズの意見交換を行い、新石川地区住民の特性に特化した事業の展開を行います。

③近隣ケアプラザとの連携

青葉区東部に位置するケアプラザ（荏田・大場・美しが丘・すすき野）とは、担当エリアが隣接していることもあり、地域支援連携や事業共催を行っています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

現時点でも独居高齢者や要援護者に対する地域における見守り活動は行われていますが、既存の制度やサービスの対象にならない制度の狭間の人が孤立し、「気づき」の目が届かず、必要な時に的確に支援を受けられずにいます。加えて、多様・複合化する生活課題・地域課題に対応するために、高齢者・障がい者・児童等の分野を超えた連携による取組・体制が必要であり、地域の関連団体と関連機関が生活課題・地域課題を共有し、協働し課題解決に向けたネットワークを構築します。

- ①自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員、老人クラブヘルスメイト、ボランティア団体、消防団、その他委嘱団体と地域の活動、事業、会合に参加・協力等の様々な場面を通じ、連携を強化・拡充していきます。

- ②上記の地域の関連団体や関係機関同士が、互いの活動を支え合い、協働できるように、地域ケアプラザがコーディネートし、双方の取り組みを認識し、役割分担すること、またさまざまな活動や支援が重なり合い、隙間やもれが生じにくい地域にするためのネットワークを拡充していきます。
各団体がそれぞれの特性や役割、取り組みを相互に理解し、地域課題に対し、横断的に協働し取り組めるような有機的なネットワークを構築するための繋ぎ役を担います。

- ③保健・医療・福祉の専門職と、地域福祉保健関係者の連携による支援の充実に向け、研修や連絡会、啓発等を実施していきます。

子育て支援に関して、当地域には子育て支援拠点や公立・私立保育園等が点在し、青葉区こども家庭支援課が呼びかける「子育て支援ネットワーク会議」が定期的開催されています。当ケアプラザは、公正中立的な立場を以って、ネットワーク強化を目的とした子育て支援のHUB（ハブ）拠点として、機能していきます。

- ①地域子育て支援ネットワーク会議を定期開催して、各拠点との情報共有および子育て支援情報を発信していきます。
- ②子育てに関する多種多様な問題に目を向け、問題提起と課題解決に向けた取り組みを検討していきます。必要に応じて、青葉区こども家庭支援課や児童相談所とも連携していきます。
- ③青葉区で開催される「地域子育て連絡会」等の会議に参加して、青葉区全体の子育て支援について情報共有していきます。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

介護予防普及強化事業の開催によって、介護予防や健康長寿への意識がより高まってきております。青葉区と協働で行っている地区診断の結果を踏まえて、地域の課題を整理確認し、区と協力して年間を通したテーマを決めていきます。

- ①「ポジティブエイジング」をテーマにした介護予防事業を、年間を通して展開していきます。そのため区の職員と緊密に連携し、互いの考えを伝えあう場を設けています。
- ②区との連携の中で「やりがい・生きがい・頼りがい」をテーマにした活動を行っています。
- ③ICT 環境の整備を行いながら、時代に即した介護予防カリキュラムの実現を区と目指していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

1. 青葉区地域福祉保健計画について

青葉区から調整依頼があった職種が選出によって、策定メンバーとして会議に参加し、計画の骨子立案に関わっていきます。計画の推進については、ケアプラザの事業立案の根拠とし、計画に沿った事業を遂行することによって、その一翼を担います。

2. 地区別計画（山内・美しが丘）について

各地区の地域住民、行政、関係機関と協働して、地域福祉保健活動を推進するとともに、新たな課題や発展的取り組みを検討協議して、ケアプラザとしての役割や機能を発揮していきます。各地区が取り組む活動においては、ケアプラザ事業と連結させて実施していきます。各地区別支援チームには、所長以下5職種職員が所属し、定期的な会議・研修を通じて地域の実情や課題となっていることを共有していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主企画事業

1. 高齢者支援

- ①健康意識の高い地域である事から運動系事業を毎月継続して開催します。参加者に運動習慣の習得、運動のきっかけ作り、運動の継続等を説明し、健康寿命を延ばす為に介護予防に向けた取り組みを行います。
- ②高齢者の生きがい作りとしての事業も開催して、希望者には地域ケアプラザの福祉保健活動団体の活動を紹介して繋げます。
- ③事業後に実施したアンケートをもとに次期事業の企画を検討し、ニーズに合わせて定期開催して多くの方が地域ケアプラザに足を運んでもらえる機会を増やしていきます。
- ④運動や音楽系の事業に興味のない方でも外出のきっかけになるよう、自主事業を多様化させていきます。
- ⑤認知症サポーター養成講座の開催や認知症の正しい理解、認知症当事者や介護者が集える場所を提供していきます。「認知症予防カフェ」を継続開催して、地域全体で認知症に関する理解が広がるように取り組んでいきます。
- ⑥地域ボランティアの自主運営となった高齢者の孤食防止の会食会への支援を継続的に行っています。

2. こども・子育て支援

- ①区役所のこども家庭支援課、福祉保健課健康づくり係、青葉区地域子育て支援拠点ラフル、地域内の各子育て支援拠点等と相互連携を図りながら、適切な利用者支援に結びつくよう努めます。
- ②子育て中の母親の健康づくりなどにも着手し、親子で楽しめるリトミック教室を定期的で開催します。また、親御さん同士が仲良くなる機会や親子で身体を使う体操など、子育て世帯がリフレッシュできる企画を実施します。
- ③出張保育グループと連携して、見守り保育付きの子育て支援事業を展開していきます。子育て中の母親が気軽に事業に参加できる環境作りを積極的に行っていきます。
- ④地域の子育てエリア会議等でニーズの高い、二人目育児や育休中の母親を支援する事業を地区民生委員児童委員協議会や男女共同参画センター横浜北と共催して取り組んでいきます。
- ⑤父親向けの育児支援講座を定期的で開催し、父親同士の情報共有や子育てに関する知識がより得られるよう支援していきます。
- ⑥子育て世帯が定期的に通える場の提供を行ってまいります。子育て中の方が安心出来る場所として、また、気軽に子育て相談できる機能を持たせ、専任の職員を常時配置し、子育て世帯が抱える問題を発見した場合には、速やかに関係機関につなげられるような体制を整えていきます。
- ⑦小学生向けの工作教室や親子で楽しめるランチカフェ、その他に多世代が集える文化的な事業を開催し、多世代交流の実現、住民と地域をつなげる場を提供していきます。
青葉区民文化センターフィリアホールと共催で、こどもたち（3歳以上～）を対象にした「手作り楽器を演奏しよう」事業を継続的に実施し、文化的なかかわりの中で、こどもたちの達成感や協調性が育まれるよう支援していきます。
- ⑧近隣の小学校と主任児童委員によって実現された「こども食堂」への支援を継続して行っています。

3. 障がい児・者支援

- ①あおばおもちゃのひろばと共催して、障がい児を対象にした「おもちゃのひろば@たまプラーザ地域ケアプラザ」を定期開催します。児童育成支援を行いながら、相談機能を持たせて、生活支援事業として位置づけ実施します。
- ②夏休み等の機会にこども向けのワークショップを開催し、あおばおもちゃのひろばや療育センターや支援学級とも連携していきます。
- ③発達障がい児の親子への理解と支援者とのより良いコミュニケーションを図るための事業をNPO法人あではで神奈川と共催し、支援を行っていきます。
- ④精神的に問題を抱えた人の集える場として、ほっとサロン青葉と共催する「ほっとおしゃべり会」を定期開催していきます。
- ⑤障がい者への偏見を無くして暮らしやすい地域を目指す為に、地域の障がい者支援団体やボランティアが継続活動を出来るよう支援し、共催事業などで協力をします。
- ⑥障がい当事者の社会参加を支援するため、ケアプラザでのイベント（ケアプラザ祭りや文化祭）の機会に、作品の発表、当事者が所属する団体の模擬店出店を案内いたします。
- ⑦横浜市総合リハビリテーションセンター（横浜市中山福祉機器支援センター）と協働して、当事者向けに生活支援講座を開催していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

1. ケアプラザの状況

駅から近い立地のたまプラーザ地域ケアプラザは、活動される団体や民間企業からの利用に関するお問い合わせが大変多くなっており、地域の福祉保健活動団体をはじめ、登録団体がしのぎを削ってご利用されています。年々、新規登録団体の利用申し込みがあり、貸し部屋の割り当て枠も限られてくることから、公平中立性を維持しながら、利用していただけるよう努めてまいります。比較的小規模の少ない曜日・時間帯については、ホームページや広報紙等でお知らせしながら、利用団体が競合せずに利用していただけるよう調整機能を働かせていきます。

2. 利用促進の取り組み

また、ケアプラザが主催する事業をケアプラザ内で行うだけでなく、地域の拠点に出向いて行うなど、少しでも部屋の割り当て枠をケアプラザが抑え込まないようにする工夫をしていきます。加えて、福祉保健団体が地域の中で活用できる場所の把握を行い、会場探しに苦慮されている団体への助言を行っていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア登録については随時受け付け、希望者がどこでどのようなボランティアを望み、一方でどのようなボランティアが求められているのか調整機能を働かせます。

1. ボランティア登録の流れ

- ①ボランティア希望の依頼があった場合は、地域活動交流および生活支援コーディネーターが主となって希望者と面談し、活動内容の希望や適性（性格）等を把握して、希望に沿うボランティア活動を調整していきます。
- ②登録に至り、知り得た個人情報適切に取り扱い、登録者同意のもとで開示の了承を得て、ボランティア募集しているところへ照会します。
- ③年に1回、ボランティア同士の交流と情報共有を図るため、「ボランティア集会」を開催して、横のつながりやボランティア意識の向上を習得していただく機会を提供します。

2. ボランティアの育成およびコーディネート

- ①「よこはまシニアボランティアポイント事業」を活用して、元気な高齢者が福祉施設等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康促進や介護予防となり、社会参加や地域貢献という理念を通じて、日々の生活の充実を図っていただきます。
- ②上記に該当するボランティア未経験者を発掘するために、近隣のケアプラザ等と協働して、「よこはまシニアボランティアポイント」研修会を実施して、より多くのシニアの方が活動に参加していただけるよう、支援していきます。
- ③地域の課題の一つに、担い手不足があり、特に地域の消防団のなり手が少ないのが現状です。消防団の存在意義や役割を広く地域住民に広報する役割を担いながら、関心を示す区民を発掘した際には、マッチングを行い、地域の消防団活動を支援していきます。
- ④子育て支援の分野においては、青葉区内を中心に活動する出張保育サービスママエールと協働して、有償ボランティアの在り方を適切に理解した上で、調整機能を働かせていきます。
- ⑤中高生や大学生のボランティア活動を推進するため、気軽に参加できる地域イベントの運営お手伝いや、土日に開催するケアプラザ事業のアシスタントとしての場面を提供し、青少年のボランティア育成にも注力していきます。

エ. 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1. 情報収集

- ①地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが地域住民、関係機関から得た福祉保健活動団体の情報を共有して、地域アセスメントの地域資源として記録し、必要に応じて団体と接点を持っています。
- ②既存の地域団体（連合自治会・単位自治会・地区社協・老人会・民生委員児童委員・保健活動推進員等）との定例会を通して情報交換して把握していきます。
- ③貸部屋利用団体の新規登録時に、団体の活動内容、団体（メンバー）の構成等を把握していきます。

2. 情報提供

- ①ケアプラザが使用する広報媒体（ホームページ・ブログ・広報紙等）を以って、必要な情報を地域住民に提供していきます。その際、団体に公表内容の承諾を得て公表します。
- ②ケアプラザ館内に利用団体の紹介記事を掲示していきます。来館者や地域住民から利用団体に関する問い合わせがあれば、利用団体につないで、福祉保健活動の促進を支援します。
- ③行政機関等から配架依頼のチラシ等は、館内のラックに置き、いつでも手に取っていただけるよう整理しておきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア. 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

地域包括ケアシステムの具現化を目指していきます。そのために地域包括支援センター等専門職に限らず、居宅介護支援事業ケアマネジャー、関係機関とも情報共有して、地域の現状や地域課題を整理していきます。多角的な視点や情報を得て、整理し、地域アセスメントに落とし込んでいきます。

- ①地域での活動（老人会、サロン、ラジオ体操、団体の会議や会合等）に定期的に参加し、生活上の困りごと等の情報を収集します。ヒヤリングやアンケート調査で現状や課題、ニーズの把握をしていきます。
- ②地域包括支援センターと連携し、総合相談から得られる生活上のニーズの収集を行います。
- ③地域ケア会議を含めた日々の業務の中で、地域福祉保健関係団体や企業、民間事業所から得

られた情報を元に、地域の特性や課題を整理して検証していきます。

- ④地域住民から日々寄せられる困りごとや生活相談、何気ない会話の中で得られた情報は「地域活動支援記録」に記録して、5 職種間で共有します。地区概況シートや「なるほどあおば」等の統計データも活用し、基礎情報を踏まえた上で、地区別、町別のアセスメントシートを作成します。
- ⑤地区を担当する居宅介護支援事業所にヒヤリングを行い、介護保険（公的）サービスでは補えない利用者の生活上での困りごとやインフォーマルサポートのニーズを把握して、検証していきます。
- ⑥自治会町内会、地区社会福祉協議会、老人会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員等において、各活動での課題（担い手不足や活動内での困難対応）を共に検証し、円滑な運営となるよう課題解決に共に取り組みます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ①区職員や青葉区社会福祉協議会（第 1 層生活支援コーディネーター）、区内他地域ケアプラザ（第 2 層生活支援コーディネーター）と常に情報共有を行い、多角的な視点や情報を得ながら、担当地域におけるアウトリーチ実践の有効性を検証していきます。
- ②近年、民間企業が地域貢献活動に積極的に取り組んでいます。地域を担当する民間企業の取り組みが社会資源として連携していけるかどうか検証していきます。
- ③担当地域内を活動の対象にしている NPO 法人等については、積極的にアプローチして情報収集に努め、事業の特性（強みや弱点等）を把握して、社会資源として連携していけるかどうか検証していきます。
- ④その他、新たな活動団体やサービスが創出された際には、積極的にアプローチを試み、社会資源として連携していけるかどうか検証していきます。

以上、多様な主体による社会資源を適宜、把握していきます。把握・分析については、ケアプラザ所内（所長、5 職種、居宅介護支援事業）と情報を共有した上で、多角的な視点や意見を生活支援コーディネーターが主となってとりまとめ、社会資源としての有効性を検討していきます。また、必要に応じて、実際に地域内で行われている活動に参加して、感触を得ながら、既に関係性が構築できている企業や民間事業所においても定期的にコンタクトを取り、最新の動向を把握して、情報の記録更新を行います。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

- ①地域ケアプラザ運営協議会や地域ケア会議、各地域活動団体（連合自治会や地区社会福祉協議会）の場を活用させていただきながら、地域住民とともに『目指すべき地域像』について協議を進めていきます。
- ②『目指すべき地域像』の中で、未着手の取り組みについては、既存の地域活動団体等から有志を募り、ワーキンググループを形成して、取り組みを実践していけるよう調整していきます。ワーキンググループは、地域住民に限らず、民間企業の力も得ながら、協働していける関係を構築していきます。
※参考一例として、現行では、横浜市と東急電鉄の公民連携事業『次世代郊外まちづくり』が実践されており、ケアプラザ職員も協議の場に参加しています。

以上、上記の視点で協議の場（協議体）を設置検討していく上で、配慮すべき点については、参加する住民の属性（男女平等参画、年代、経歴等）を重視し、協議体に参加するメンバー自身が積極的にかかわることによって、目指すべき地域像の実現を一緒に考えていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

- ①地域での活動立ち上げやサービスの創出に際し、様々な問題（人や資金・場所の確保や立上げのノウハウ）の相談を受けた場合、情報提供をはじめ、既存の地域活動団体や企業等の仲介・調整に入り、活動が実現できるように支援をします。
- ②既存の活動団体に関しては、定期的に活動に参加し、運営等で課題が発生していないか把握して、活動の円滑な運営と継続・発展していくための支援を行います。
- ③活動団体の共通課題である担い手不足に関しては、団体の特性を考慮した継続方法を主催者と共に考えます。ケアプラザのアシストとしては、地域活動（ボランティア）講座を開催して、活動に関心のある方と活動団体との橋渡し役を担います。
- ④将来的に活動の担い手となる世代に向けて、青葉区社会福祉協議会、地元の小学校や中学校と連携して福祉講座（認知症サポーター養成講座等）を開催します。児童や生徒を対象に、地域活動に関心を持ってもらえるよう働きかけていきます。
また、ケアプラザの自主事業として「親子ボランティア講座」や「夏休みボランティア体験」を企画して、地域活動の紹介を行いながら、将来を見据えて地域活動の担い手となるよう働きかけていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の高齢者本人に関する相談はもちろん、家族や地域の状況も踏まえた上で「ワンストップサービス」に相談機関として迅速かつ適切に支援・対応していきます。

- ①急増する高齢者の支援にとどまらず、それに付随した家族の問題や、様々な家族形態などの複合した相談に対し、3職種はそれぞれの専門性を生かし相互連携を図りながら円滑に課題を解決したり、サービスにつないだりします。また、区の担当者との連携を密にして課題解決を勧めていきます。
- ②地域包括支援センター3職種と、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターが連携し、地域とのつながりを深め、身近な相談窓口であることを多くの方への周知に努めます。
- ③地域の福祉保健関係者（民生委員児童委員等）とのネットワークを活かして、地域の中で潜在化する自分から援助を求められない人を把握し、アウトリーチを通じ積極的に支援を実施していきます。
- ④出張相談と集いの場を兼ねた地域福祉拠点を立ち上げ、気軽に通いながら相談ができる居場所を作ります。
- ⑤地域ケアプラザまでの来館が難しい、もしくは直接の面談を望まない対象者のためにWEBを活用しての相談環境を整えます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の要望に応じ認知症サポーター養成講座を開催していきます。また、認知症サポーター養成講座を修了された方を対象に認知症サポーターフォローアップ研修を実施します。事業や会合、訪問を通じ、郵便局や銀行、信用金庫等の金融機関やスーパーやコンビニ等の小売業者との顔の見える関係づくりを行っていきます。

老人クラブや地域の高齢者の会合等で認知症に関するミニ講話を定期的に行い、認知症に対する正しい知識・理解が得られるように働きかけます。認知症の方またはその家族に対する理解がある地域づくりを行っていきます。会合等に参加していない方々のために、回覧板・チラシ配布等幅広く参加者を募り新規事業参加者を増やしていきます。

また、民生委員や老人クラブ、地区社会福祉協議会の会合や地域のサロン等に職員が出席して、認知症患者の支援の制度やサービスについての情報発信を行っていきます。

認知症施策推進ワーキングのテーマに沿って、地域住民・当事者・ボランティア・老人会の方々100名にアンケートやヒヤリングを実施した結果をもとに、顔の見える関係づくりを継続して行っています。地域福祉保健関係者とスーパー等小売業、金融機関、配送事業者、不動産等など、高齢者に携わる企業や民間事業者たまプラザエリアにおける認知症見守りネットワークを作り、認知症の方を支える地域の仕組みを作ります。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

社会福祉士を中心に、成年後見制度の普及、消費者被害の防止、意思決定支援の推進等、権利擁護業務に関する啓発していきます。地域ケアプラザ内だけではなく、地域の会合やサロン、集い等で出前講座を実施します。

【高齢者虐待ケースの支援・対応について】

- ①民生委員児童委員協議会を中心とした地域福祉保健関係者や地域の事業所、民間企業とも連携して、高齢者の見守り体制を拡げ、高齢者虐待の早期発見・対応に取り組みます。
- ②虐待が発生、もしくはその可能性が高いと判断された場合は、区役所、ならびに関係機関と連携、対応を協議して役割分担を決めます。早期に状況の改善・解決するために介入、支援をします。
- ③地域内には大型集合住宅が多く、プライバシーを重視したセキュリティー設備の高さから実態把握が困難なケースも少なくないため、地域住民にも地域包括支援センターの機能や役割の周知していくことで通報や相談による早期発見を促進する取り組みを進めていきます。

【高齢者虐待の予防・介護者支援】

- ①介護する家族等を対象とした「介護者の集い」を開催し、介護者自身の健康管理、介護者同士のリフレッシュ、ピアカウンセリング、情報交換の機会を設けることで虐待予防に取り組みます。
- ②老々介護、同時に育児と介護を行うダブルケア、介護離職等の問題など、介護・育児に関して複合的な課題や問題を抱えている対象者の多様なニーズに対応できるように、集いやセミナーの開催、各分野の支援機関と連携し、負担の軽減や状況の改善に向けて支援します。
- ③地域住民や自治会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、地域サロン等で講座や研修会を行い、高齢者虐待の理解を促進するとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい医療・介護サービス事業所等の協力を通じ、早期発見と未然防止を目指します。
- ④介護・医療の支援者向けの研修の充実を図り、高齢者虐待防止への相談、支援知識・技術の向上に取り組みます。また支援者より相談があった時には緊急性判断シートをもとに地域包括支援センター3職種で緊急性の判断を行なうと共に青葉区役所や関係機関と連携をしながら支援の方向性を検討して進めます。

【成年後見制度等の利用促進・消費者被害防止】

- ①成年後見制度や日常生活自立支援事業等の認知症高齢者や障がいのある方などが安心して生活できるように保護し、支援する制度やサービスを必要とする人に適切に利用できるようにつなぎます。
- ②具体的なケース対応に際し、必要に応じて区長申し立てや、親族申し立ての支援、日常生活における金銭管理など、よこはま成年後見推進センター、青葉区役所、青葉区社会福祉協議会、青葉区成年後見サポートネット、各士業団体、横浜市消費生活総合センター等と適切に連携をして支援にあたります。

【権利擁護のための普及啓発・意思決定支援の推進】

- ①権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発をしていきます。
- ②青葉区版エンディングノート「わたしノート」の普及促進の為に講座や勉強会を開催します。
- ③万が一に備え、将来のケア（治療・療養）について事前に話し合うACP（Advance Care Planning：アドバンス・ケア・プランニング）を対象者、家族、支援関係者に推進していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

- ①高齢者の生活を包括的かつ継続的に支えることができるケアマネジメントを推進します。
- ②支援を必要とする人が、他者と繋がることによって、結果、地域ケアプラザの相談窓口や事業、地域の社会資源にも繋がって行けるように支援していきます。
- ③地域サロンや老人クラブ、ボランティア団体等に介護保険サービスやケアマネジャーの役割、介護予防等に関する講座を実践していきます。
- ④ケアマネジャーに随時、地域情報を提供しながら、現在不足する地域資源等の情報をヒヤリングし、生活支援コーディネーターと連携して、新たな地域資源の構築を行います。
- ⑤ケアマネジャーが関わる利用者の自立支援の促進や地域による共助との連携の必要性について、ケアマネジャー・利用者・地域が相互理解を図れるように支援していきます。具体例としては民生委員とケアマネジャーの意見交換会の開催等を随時開催していきます。意見交換会の仕組みについては、ネット環境も活用するなど、多様性を持って実施していきます。
- ⑥支援が必要な方が、地域の誰かとつながっていることができるように、ケアプラザの相談窓口や事業、地域の社会資源などの情報が必要な方に届くような仕組みの構築を行います。
- ⑦地域のサロンや老人クラブ、ボランティア団体等に、介護保険サービスやケアマネジャーの役割、介護予防等に関するミニ講話を実施していきます。
- ⑧個別ケースにおいて、介護保険サービスの利用者が、サービスを利用することにより、それまでつながりのあった地域の方とのつながりがなくならないようにケアマネジャーに伝達していきます。民生委員との仲介、地域の社会資源やボランティア団体、インフォーマルサービスの情報提供やつなげる支援を行っていきます。

【在宅医療・介護連携推進事業】

- ①MCS (Medical Care Station: 医療介護専用コミュニケーションツール) を活用して、医療・介護関係者間の情報即時共有を図るとともに、在宅療養者への支援強化に努めます。
- ②青葉区在宅医療連携拠点と協働し、医療・介護・救急連携ツール「青葉区医療・介護連携ノート」の普及強化を徹底します。各関係者が情報共有を以って在宅療養者の有益になるように先導的に働きかけていきます。
- ③青葉MSW連絡会と青葉区地域包括支援センターをつなぐ事務局を担い、医療介護の連携強化を図ります。
- ④地域の医療機関と介護サービス事業所との意見・情報交換会や勉強会を開催します。
- ⑤地域ケア会議に地域の医療機関や介護サービス事業所に参加をしてもらい、顔の見える関係を構築します。
- ⑥青葉区医療・介護等関係者多職種会議「顔の見える場づくり会議」に参画します。
- ⑦地域の診療所、クリニック、薬局等の医療関係機関とケアマネジャーの意見・情報交換会を実施します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

たまプラーザ地域ケアプラザでは「地域包括ケア×公民連携」を推進していく為に、多様な機関、団体：介護サービス事業者、保健医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師等）、民生委員児童委員、住民組織、社会福祉協議会、ケースの当事者や家族（個別課題の場合）、警察、消防、金融機関、地元商店街、セキュリティー会社等が参画できる地域ケア会議を展開していきます。

1. 【個別ケース】地域ケア会議の開催

- ①個人の心配ごとや困りごとを話し合い、個人を支える地域でのネットワークづくりを目的とした地域ケア会議を開催します。
- ②個別ケースの地域ケア会議を重ね、共通の課題として挙げられた心配ごとや困りごとを地域課題として「包括（日常生活圏域）レベル」の会議で話し合うための機会を設けます。

2. 【包括（日常生活圏域）レベル】地域ケア会議の開催

- ①地域で活動している方々や、医療・介護・保健・福祉関係者、地域で生活を支えるすべての方々が参加し、地域で取り組めることを話し合い、地域全体を支える充実したネットワークづくりを目的とする地域ケア会議を開催します。
- ②抽出された課題やニーズ、対応方法を参加機関・団体が共有し協働して行う取り組みを協議・検討します。
- ③広域な地域範囲で検討すべき課題・ニーズ・取り組みに関して、区レベル地域ケア会議に抽出・提示します。

3. 【区レベル地域ケア会議】の出席

包括（日常生活圏域）レベル地域ケア会議に出席し、包括レベルの地域ケア会議で抽出された共通する広域な課題や、青葉区として検討が必要な課題を共有し、整理・検討・情報交換を行います。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- ①介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業所として、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係わる人員の確保について、地域包括支援センター3職種（看護職、社会福祉士、主任ケアマネジャー）のほかに、専門職として介護予防プランナーを置き、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのプラン作成を行っていきます。
- ②担当地域の要支援の介護認定を受けている方が増えており、できる限り居宅介護支援事業所への委託を推進していきます。
- ③居宅介護支援事業所への委託の際は、利用者の方に選択肢を提示し、意向を確認したうえで、公平中立の視点をもってケアプランを作成する居宅介護支援事業所を決めていきます。
- ④業務委託している居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、利用者の自立に向けた介護予防支援・ケアマネジメント業務が行えるように、サポートを行っていきます。
- ⑤電話や来館時、事業所訪問時などに相談支援を行います。
- ⑥プラン作成担当者向けの研修会の開催を定期的に行います。オンライン研修でも開催できるように、その仕組みを構築していきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

具体的な取り組み

- ① 通年のテーマを「ポジティブエイジング」として介護予防普及強化事業への取り組み、包括事業の中で多様なメニューを提供していきます。
年間実施のプログラム構成として、前半は「自分の体を知ろう身体チェック」「難聴と認知症」「健康は健口から」「栄養からロコモ予防」講座を実施します。
後半は、「理学療法士と学ぶロコモ講座」「頭と体を鍛えるナイス体操」「脳を活性化シナプソロジー」を数回ずつのシリーズで開催し、月に一度「たまプラーザコミュニティカレッジ」を開き「介護予防講座」「脳トレ」「ハマトレ」を実施していきます。
ポジティブエイジングとして年間 28 の講座を開催し、さらに、ウォーキング事業として隔月の「オリエンテーリング」また、「元気スタンプ」として閉じこもりを防止し、ケアプラザへの来所を促す活動をし、延べ 1000 名の参加を計画しています。
- ② 介護予防事業や介護予防に資する活動・サークル・団体向けに、健康意識の向上・介護予防促進講座を提案しています、特に介護予防に関する出前講座を出向いて毎月行い、20 回の開催を予定しています。
- ③ 自宅でも介護予防を行っていただきたい思いから取り組み始めた仕組みのひとつに、動画サイトを活用した介護予防チャンネルの開設を行いました。介護予防の意識を高めていただけるよう、介護予防の動画を季節やタイムリーな話題に合わせて、随時配信できるようにします。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1. 要援護者の早期発見の仕組みづくり

サロンや食事会等のボランティア活動などを通じ、地域の中で気になる人の情報が把握されたら、住民や民生委員を通して、地域包括支援センターやケアマネジャー等の支援機関に情報が届き、具体的な支援に繋がる仕組みを充実させます。また、地域包括支援センターやケアマネジャーが関わる対象者で地域のサポートが必要な人の情報を民生委員等の身近な地域の協力者に伝えるようにします。また多職種が一緒に個別・地域課題を共有し、課題解決に向けたネットワークを構築していきます。（「地域ケア会議」、「民生委員とケアマネジャーの情報交換会」等）

2. 医療・介護・地域の連携による多職種ネットワーク

- ① ケアマネジャーと医療機関とのスムーズな連携を強化するために、医療に関する情報の提供や、ケアマネジメントに必要な医療知識の取得を促進する研修や勉強会を実施します。
- ② 医療・介護が必要な状況（入退院時調整・療養生活・急変時対応、ACP 等）に応じ、必要な対象者の情報が医療・介護サービス事業所間で適切かつ効率的に共有できる仕組みづくりを行います。（青葉区 MSW 連絡会との定期連絡会開催や、情報共有ツールの作成等）
- ③ 高齢者が介護・医療サービス利用後も、地域とのつながりをもって生活できるように、制度、サービスだけではなく、インフォーマルサービスとも連動したケアマネジメントができるように研修や講座、意見交換会を実施します。（「ケアマネジャー×民生委員の意見交換会」や「医療機関×介護サービス事業者の情報交換会」、「ケアマネジャー×ボランティア団体×地区社会福祉協議会 情報交換会」等）

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1. 運営方針

- ①利用者の生活の質の向上を目指します。
- ②所属する介護支援専門員の資質向上を図ります。
- ③地域の課題解決に向けて、地域包括支援センターと連携して取り組みます。
- ④介護保険の枠にとらわれることなく、多職種連携や社会資源のネットワークづくりに取り組んでいきます。
- ⑤介護保険制度で決められている上限担当件数を維持します。

2. 居宅介護支援事業体制

所長：1名 介護支援専門員（管理者兼任）：1名 介護支援専門員（常勤専任）：2名

3. 担当エリア

青葉区内（主に新石川1～4丁目、美しが丘1～3丁目・5丁目）

4. 指定介護予防支援事業者との連携

同所内に地域包括支援センターがあるため、サービス担当者会議やケアマネ連絡会等で連携を図りながら、情報の共有に努めます。

5. 特定事業所加算

2020年4月より特定事業所加算Ⅲを取得し、利用者の24時間連絡体制を維持しています。

6. 資質向上と公平中立性の確保

- ①利用者本位を念頭に、本人とその家族（代弁者）の意向を最重視してケアプランを作成します。介護サービスの選定においては、公平中立的な立場から、特定の事業所選択に偏らないよう配慮し、利用者の選択権を第一に尊重します。
- ②ケアマネジメントの向上を図るため、所内外の研修に積極的に参加していきます。
また、他事業所との合同研修（事例検討会）も年に1回取り入れ、知識を広げていきます。
- ③医療・介護・地域の連携による多職種ネットワークにも積極的に取り組み、利用者がサービスを利用しながら、地域とのつながりをもって生活できるように、インフォーマルサービスと連動したケアマネジメントを推進していきます。
- ④個人情報漏えいに十分気を付け、利用者に損益を与えないよう配慮し、年に1回「個人情報保護に関する研修」を行い、所内安全管理委員会による情報漏洩対策とインシデント検証も随時行っています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

ケアプラザの自主事業に関しては、年間で事業計画を立案した際、事業規模を想定した上で支出（事業経費）を算出し、参加予測人数（目標値）を設定した上で受益者負担（事業参加費）収入を算出します。建物修繕については、たまプラーザ地域ケアプラザが入館するたまプラーザテラスリンクプラザが行う大規模修繕計画に従います。小破修繕については、横浜市（青葉区）と事前協議踏まえ、検討実施します。

支出の主な割合は人件費となることから、職員の適正配置を基準にしながら、常勤雇用と非常勤雇用のバランスを考え、人事考課を含めながら報酬額を決めていきます。事業費におよび事務費に関しては、省エネ対策を実施し、水道光熱費の削減を目指すとともに、書類のペーパーレス化を促進するなど事務費削減取り組みの一つとします。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

- ①単独施設運営と区分せず、法人のスケールメリットを生かし、事務業務などは本部一括で処理することで効率を図り、経費（人件費を含む）を抑えるように工夫します。
- ②備品や消耗品、修繕や保守、各種リース契約に関わる経費については、毎年度価格の見直しを検討し、スケールメリットを考慮しながら合理的な管理を行います。
- ③職員には公の資金により運営されていることの意識を強く認識させ、経費の抑制と適切な運営管理を両面から配慮していきます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

施設運営

1. 施設の維持管理について

- ①毎日施設内の自主検査や点検など安全確認チェックを行い、設備の保全管理や防犯に努めました。
- ②貸出備品に関しては毎回、数や破損などの確認をして適正な備品管理を行いました。
- ③職員は横断的な委員会組織に属して、各活動（安全管理・研修学習・エコ環境整備・お祭り・親睦会）を通して、所内や施設の維持管理に努め、毎月の職員会議で活動内容を報告しています。
- ④施設内に「ご意見箱」を設置し、利用者からの改善要望等が上がった場合には、情報を共有し、速やかに改善を図りました。
- ⑤備品の紛失や破損が散見される事があり、随時点検を行っております。
- ⑥定期的に水質点検や害虫駆除点検を行い、月に一度空調点検を行っております。

2. 効率的な運営への取組について

- ①単独施設運営と区分せず、法人のスケールメリットを生かし、事務業務などは本部一括で処理することで効率を図り、経費（人件費を含む）を抑えるように工夫します。
- ②備品や消耗品、修繕や保守、各種リース契約に関わる経費については、毎年度価格の見直しを検討し、スケールメリットを考慮しながら合理的な管理を行います。
- ③職員には公の資金により運営されていることの意識を強く認識させ、経費の抑制と適切な運営管理を両面から配慮していきます。

3. 苦情受付体制について

- ①苦情については責任者が速やかに対応するとともに、再発防止についての検討し、法人内の第三者委員会に報告しました。各委員の意見を反映させて、再発防止や透明性のある施設運営を行いました。
- ②施設内に「ご意見箱」を設置して、来場者からの苦情や運営に関する意見があれば、寄せられた意見については職員間で改善策を検討して対応しました。

4. 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ①火の元や戸締りなど自主点検（安全確認）を毎日行い、設備保全管理や防犯に努めました。
- ②会場利用団体や事業に参加している方には、災害時の注意事項（避難口案内・安全確保・避難誘導）の説明を行って、迅速に避難誘導が出来るように努めました。
- ③災害時における福祉避難所として機能できるよう、区と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」の締結を行い、災害備蓄品の管理（増減）も適正に行いました。
- ④安全確保の為に警備会社と契約をし、24時間警備の体制を整えています。
- ⑤たまプラザテラス防災センターが企画する消防避難訓練に年2回参加し、消防法を順守した運営を行いました。
- ⑥自衛消防隊を結成して、定期的な消防訓練に参加し、事務所内にも役割が一目で分かるよう組織図掲示しております。当初は緊急時の職員電話連絡網を作成しておりましたが、メーリングリストを採用し、瞬時に連絡できる仕組みに移行しています。
- ⑦緊急時対応マニュアル・フローチャートを作成し、即時対応出来るようにしました。
- ⑧定期的に地域の防犯パトロールに参加し、地域住民や警察・消防と連携を図りました。

5. 事故防止への取組について

- ①毎日、施設内点検チェック項目をシートにて管理し、保全管理に努めました。
- ②安全管理委員会にて、緊急や事故発生時の対策、事故防止に向けた研修、マニュアルの修正を行いました。事故を四つに分類（貸館事故、自主事業中の事故、居宅介護支援事業や地域包括支援センター訪問時の事故、感染症発生時の事故）したフローチャートを作成して、職員で共有しております。

- ③ヒヤリハット報告、改善案の提案も毎月行って事故再発防止に努め、安全対策につながる業務改善等を継続しています。
- ④子どもが多く利用する部屋（ぷらざる一む）の安全性を高め、事故を予防する為にハード面やソフト面での見直しを行い、安全に施設を利用していただけるよう環境整備しました。登録団体が部屋を利用した後、マット消毒清掃とおもちゃの消毒を徹底し、付添いの保護者への利用時の安全に関する注意喚起も促しています。

6. 個人情報保護の体制及び取組について

- ①個人情報のファイルや申込み書類は鍵の掛かる棚に保管しました。
- ②個人情報が入力されているパソコンには、盗難防止のためワイヤーロックで固定し、持ち出されることのないようにしています。
- ③個人情報をメモリースティックなど記録媒体の持ち出しは禁止しています。
- ④個人情報を事業者に郵便で送る場合はダブルチェックとし、誤送付防止に努めました。
- ⑤個人情報研修を行い、個人情報チェックシートなどを利用して業務の見直しを行いました。

7. 情報公開への取組について

- ①ホームページを毎月更新し、ブログも活用して情報発信を行いました。
- ②法人の運営状況等はホームページで公開し、館内配架して情報を公開しています。

8. 環境等への配慮及び取組について

- ①ゴミ排出量削減（G30）推進の為に館内にゴミ箱は設置せず、来館者にゴミの持ち帰りの協力を呼びかけて、ゴミ削減意識の向上に繋がりました。
- ②事業系ゴミに関しては適正なゴミ回収を行ってマニフェストを管理し、事業で発生したダンボール、シュレッター紙屑はリサイクルとして分別し処理しました。
- ③エネルギー削減対策として館内に節電や節水の貼り紙をし、職員の中からもエコ環境整備委員を選出して水道光熱費の状況報告や節電などの呼びかけからエコ活動の意識向上も行いました。
- ④「空調機フロン排出抑制法」に基づいたフロン漏えい防止に向けても、点検委託事業者に追加点検を契約事項に加え適切に管理しました。

9. 総合相談（高齢者・こども・障がい分野への対応）

- ①ケアプラザの立地からエリア外住民の相談や他区や他市県の相談者が来所される事が多く、担当エリア外の方の相談にも応じて、担当エリアの地域包括支援センターなどに情報提供を行いました。
- ②寄せられる相談に関してはワンストップ窓口として地域の方に安心してもらえるよう心掛け、分野外の相談に関しても専門機関等に問合せをして適正に引き継ぎました。
- ③障がい児者支援では「ガイドボランティア養成講座」を、こども支援については「横浜子育てサポートシステム説明会」等の事業を関係機関と共催し、相談機関へ繋がるきっかけを作りました。また、エリア会議等での情報交換やケアプラザへの要望などの収集を行っています。
- ④情報提供としてチラシをケアプラザ内に、高齢者・子育て関係・地域活動団体・地域情報等カテゴリー分けして配架しております。相談等や支援が必要なケースは直ぐに地域包括支援センター等に繋げて支援しています。
- ⑤地域包括支援センターでは、相談業務を経て利用者のニーズを深く理解する事に努め、その上でサービス利用の情報提供が必要な時は選択出来る提案を行って中立性を確保しています。

10. 地域福祉のネットワーク構築

- ①民生委員、児童委員や老人会など各種団体の定例会に参加し地域包括支援センターの役割を多くの住民の方に理解していただける様に周知活動を継続して行い、相談や情報交換のしやすい環境を維持する事で支援体制やネットワークの構築の1つとして役立っています。
- ②担当地域で実施されている防犯パトロール・商店会活動・地域内での祭り・防災訓練・地域行事に参加し、情報共有から幅広いネットワークを維持しています。

1 1. 区行政との協働

- ①公民連携事業「どにち☆ひろば」（青葉区子ども家庭支援課）の支援を行っています。
- ②「寄り添い型学習支援」（青葉区生活支援課）会場として毎週木曜日にケアプラザを開放して、協力しています。
- ③「ニコニコピカピカ歯みがき教室」（青葉区健康づくり係）と共催で毎年実施しました。
- ④「あおばdeスタートセミナー」において会場の提供および講師の協力を行いました。
- ⑤山内地区・美しが丘地区チーム会議に地区サポートチーム職員として参加しています。
- ⑥「次世代郊外まちづくり」活動にも協力しており、定期会議やイベント等に参加しました。
- ⑦行政各機関等からの視察依頼や事業見学等を積極的に受け入れてきました。

地域活動・交流事業

1. 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ①広報紙「プラぶら通信」を奇数月に発行しています。各事業のチラシは随時発行して情報発信を行い、「ボランティア活動の案内」や福祉保健協力団体のメンバー募集案内等を館内掲示して、情報発信を行っています。
- ②ホームページやブログを活用して、地域住民に向けた情報の発信を行い、地域ケアプラザの事業案内や活動報告にも活用しています。
- ③住民から福祉保健活動に関する問い合わせや、サークル活動への参加希望などがあった場合には、会の内容や活動日時等の情報提供を行っています。
- ④関係を構築してきた地域団体（連合自治会・単位自治会・地区社協・老人会・民生児童委員・保健活動推進員・圏域内の小中学校・家防災・防犯パトロール・圏域内の4小学校のはまっこ・地域ケアプラザの登録団体等）と定例会等を通して情報交換をしています。

2. 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ①福祉保健活動団体の円滑な活動のために、各団体の利用頻度や傾向を把握して調整を行っています。
定期利用が望ましい団体については、年間で会場利用が出来るように予定を組み、支障がないよう調整しました。
- ②登録団体数が多い事から活動団体が希望する部屋の予約が重なり、抽選で外れた団体でも活動に支障がないように務めています。例えば、希望する日時に活動が出来るよう、第三希望まで部屋を選択してもらい、抽選で外れた場合も可能な限り活動が出来る配慮を行い、利用者本位の視点で細やかな対応をしています。
- ③利用団体の代表者会議を開催し、適正な施設利用の案内や団体からの要望等を把握しています。貸館利用が正常に行われるよう、貸館業務に携わる地域活動交流コーディネーターとサブコーディネーター全員で、施設利用マニュアル説明会に参加することで、貸館ルールの把握に努めています。団体が公平に利用出来るような取組を続けています。
- ④自主企画(自主事業)から、自主化した福祉保健活動団体が日頃の活動に困らないよう団体の区分けを福祉保健活動団体(団体I)に位置づけており、活動がスムーズに出来るように支援を行いました。
- ⑤登録した福祉保健活動団体は地域ケアプラザ祭りに積極的に参加してもらい、楽器演奏・歌・作品展示等でボランティア活動を行っていただいております。

3. 自主企画事業

- ①一人暮らし高齢者の孤食問題を解決するために、地域のボランティアと夕食会を開催して高齢者が気軽に集える支援を行い、自主化に繋げました。
- ②健康意識の高い地域である事から運動系事業を毎月開催し多くの方に参加していただきました。そこで運動習慣の習得、運動のきっかけ作り、運動の継続を講座の中で説明し、介護予防に向けた取り組みを行いました。
- ③60 歳以上の男性を対象とした料理教室を開催、終了後にケアプラザでのボランティア活動を目指して自主サークル化し、運営の支援を行っています。
- ④高齢者の生きがい作りとして事業も数多く開催し、希望者には地域ケアプラザの福祉保健活動団体の活動を紹介して繋げ、また活動団体の PR やメンバー募集の掲示板を作成して、希望者が活動しやすい環境の整備を継続して行いました。
- ⑤事業後にアンケートを取っている中で、歌の会の希望が多い事から事業を定期的で開催して利用者のニーズに応えています。
- ⑥新オレンジプランにもとづき認知症予防カフェを地域包括や居宅介護支援事業と毎月開催しており、毎回40名前後の参加者が外出機会、交流の場として定着し、認知症高齢者の居場所や介護者支援に繋がっています。
- ⑦子どもの居場所づくりとして「子ども食堂」を地域の関係団体のボランティアと一緒に開催し、食事提供や、学習支援などから、学校や家庭に馴染めない子どもや親の支援を行い、自主化に繋げました。
- ⑧子育て中の母親の健康づくりなどにも注目し、親子で楽しめるリトミックを開催して、仲間作りや身体を使ってリフレッシュできる企画を実施しました。
- ⑨子育て世代も参加して楽しめるよう音楽イベントや食事会などの企画も行い、多世代交流に繋がっています。
- ⑩子育て中の母親が事業に参加できる環境作りのため、「子育て応援ぼらんていあ」の養成講座を行いました。
- ⑪父親育児支援講座の開催し、父親の仲間作りや育児世代の男性の来館を促しました。
- ⑫火・木曜日に開催している「おやこあそび場」は、子育て中の方が安心出来る場所として、また、情報交換の場として継続し、ボランティアの活用等も積極的に行っています。
- ⑬夏休みの小学生向け手芸教室、親子で楽しめるランチカフェや歌の会等で多世代交流が出来る企画も行っています。
- ⑭障がい児を対象にした「おもちゃのひろば@たまプラザ地域ケアプラザ」を、あおばおもちゃのひろばと共催し、障がい児の親の居場所づくりとして毎月実施しました。
- ⑮精神的な問題を抱えた人の集える場として「ほっとおしゃべり会」を、ほっとサロン青葉との共催で定期的で開催しました。
- ⑯発達障害児の親子への理解と支援者とのより良いコミュニケーションを図るための事業を NPO 法人あではで神奈川と共催し、養護学校や小学校等と連携しています。
- ⑰地域ニーズから認知症や、引きこもりの方が集える場所作りとして「認知症予防カフェ」や中途障がい者のための「麻雀の会」を継続開催し、ボランティアを中心に開催する事で地域住民が力を発揮しインフォーマルサービスとして今後の大きな展開に結び付けるよう支援しています。
- ⑱地域のボランティアを中心にニーズの高かった「囲碁将棋の会」を毎月開催し、地域の方の居場所作りや多世代交流の場としても機能するよう支援しています。

4. ボランティアの育成及びコーディネート

- ①ボランティア登録をされた方が活動して頂けるように自主事業等へ参加協力を依頼して場の提供を行っています。
- ②認知症や引きこもりの方の居場所づくりとして「プラぶらっとカフェ」、「プラぶらじゃん雀」を継続しており、地域のボランティアの方の協力により、運営を行っています。
- ③ボランティアが中心に自主活動している、こども食堂「たまプラごはん」、高齢者の孤食防止「たまコネ食堂」、癌患者と遺族などの会「たまプラザがん哲学外来カフェ」が毎月ケアプラザで活動できるように安定した運営の支援をしています。

- ④ケアプラザと一緒に地域のボランティア活動を推進する団体「ぷらボラ」により、福祉保健協力団体が行うボランティア活動をコーディネートし、ケアプラザの事業や地域の学校や施設などでボランティアが出来るように支援を行っています。また、ボランティア団体活動のマッチングを目指して毎週火曜日に活動を続けています。
- ⑤ボランティア希望者が多い地域であり、自主事業の他、地域のボランティア団体などを紹介し、活動に繋げています。
- ⑥地域の登録団体がボランティアとして高齢者や子育て世代の外出機会、多世代交流となるよう、食事や楽器演奏を楽しむカフェを年3回安定して開催できるよう支援しています。
- ⑦福祉保健協力団体（団体Ⅱ）のボランティア活動の場とし、夏休みの子ども向けワークショップを開催し、障がい者団体への講師依頼から地域の保育園での講師へと繋ぐことができました。
- ⑧事業終了後のアンケートでも地域ニーズの高い、保育付き事業開催への準備として「子育て応援ぼらんていあ」養成講座を開催し、毎週二回定期開催している「おやこあそび場」での研修を継続できるよう支援しています。
- ⑨地域の読み聞かせ団体との共催事業をきっかけに、次世代の読み手育成へと繋がり、安定した運営となるよう支援しています。
- ⑩「おやこあそび場」で活動するボランティア団体を、福祉保健協力団体（団体Ⅱ）のイベントへとコーディネートしました。
- ⑪「よこはまシニアボランティアポイント」を活用したボランティア登録者が活動出来るよう、ポイントリーダー設置の指定を受けており、登録案内を行っています。

地域包括支援センター事業・生活支援体制整備事業

1. 総合相談支援

- ①地域包括支援センターでの総合相談件数は前期の指定期間においても、大きく数値が変化しており、平成29年度に月間平均136件だった相談件数が、令和2年時点では月平均165件と大幅に増加しております。
これは、高齢者人口の増加だけではなく、地域包括支援センターが地域福祉保健関係者や関連機関との連携強化・ネットワーク拡充をしたことにより、支援を必要とする人が相談・支援に結び付いた結果でもあります。
- ②相談件数の増加に加え、複合的な課題や多様化した問題を抱えた相談が増え、部署・分野を超えた横断的支援・連携を実施してきました。

2. 権利擁護

- ①定期的に顔を出しているサロン等の地域活動、老人クラブの集い・会合、地域の福祉保健関係者の定例会など多岐に渡って権利擁護に関わる講座や説明会を開催しました。
- ②消費生活総合センターや青葉区役所、消費生活推進等と連携し、消費者被害防止の普及啓発や、個別ケースの支援・対応をしてきました。
- ③成年後見制度やあんしんセンター（日常生活自立支援事業）、青葉区版エンディングノート「わたしノート」、その他高齢者の権利擁護に関わる制度、サービスの普及啓発や、必要な人に適切に制度利用するため関係機関と連携し、支援してきました。
- ④虐待事例については、介護サービス事業所等から通報があった際は、速やかに区と情報交換、関係者間によるネットワークミーティングを開催し、タイムリーな対応・支援を行いました。

3. 認知症関係

- ①新オレンジプランに基づき、認知症サポーター講座を年間4回、商業施設や信託銀行、中学校等、各所に出向いて行いました。講座では、地域のキャラバンメイトにも協力を依頼して開催しました。
- ②認知症予防カフェ開催時、茶話室を併用して開催し、介護者が専門職とも相談できる場を用意しました。
- ③受診につながらない認知症高齢者に対して、もの忘れ相談等を利用し、専門職の助言を得ながら、継続的に支援をしました。

- ④認知症施策推進ワーキングのテーマに沿って、地域住民・当事者・ボランティア・老人会の方々100名にアンケートやヒヤリングを実施し、顔の見える関係づくりを継続して行ってきました。実際の「認知症」に対する不安や誤解などの新たな課題問題を分析し、認知症講座に反映しています。

4. 介護予防ケアマネジメント

- ①介護予防および日常生活支援を目的とし、心身の状況、置かれている環境やその他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、青葉区の独自施策、民間企業により提供される生活支援サービスを含め、要支援者等の状況に応じたサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう支援しました。
- ②介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標志向型の目標設定をし、利用者自身が目標の達成に向けて取り組んでいけるよう、介護予防ケアプランを作成しました。
- ③介護予防支援研修を開催し、日常生活総合支援事業開始に繋げられるよう、インフォーマルサービスを活用した目標管理に基づいた自立支援ケアプランを学んだ。インフォーマルサービスの共有や、ケアマネジメント手順の確認を行い、ケアマネジメント力のレベルアップを図りました。
- ④ケアマネジャーと連携し、サービス担当者会議等に極力参加するようにし、適切なケアマネジメントが行われるよう支援しました。
- ⑤区保健師の訪問型サービス（サービスC）を導入しました。5件の要支援の方が、閉じこもりを防止し、介護予防するために役立ちました。介護予防普及啓発事業への参加につなげ、実際に5名の方は介護への移行はなく、支援認定時よりも活動的になりました。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

地域内の独居で認知症の有る方の支援を考える場として、個別の地域ケア会議やケースカンファレンスを実施しました。地域住民や関係事業者、民生委員等に参加していただき、日頃の連携や今後の支援を

話し合うことが出来ました。

関係機関との連携推進として青葉ふれあい見守り事業山内連絡会、また地域密着サービス事業者の運営推進会議などへの参加し、連携を深めました。

6. 医療・介護の連携推進支援

- ①包括カンファレンスにて地域のケアマネ向けに整形外科の理学療法士による自立支援につながるリハビリとプランの考え方、また訪問看護ステーションの看護師3名によるターミナルケアのプランについて勉強会を行いました。また青葉区医師会居宅支援事業者や他居宅と共に事例検討会を行いました。
- ②包括エリア内の医療機関や薬局などに定期的にケアプラザの広報誌や包括支援センターの案内等を配布するなどして地域ケアプラザの役割や周知を継続しています。

7. ケアマネジャー支援

- ①毎月行っている居宅介護支援事業者向け包括カンファレンスの中で情報提供や各研修、意見交換会を実施しており、29年度から区の生活支援担当による生活保護と自立支援についての勉強会、地域の主任ケアマネによる事例勉強会などを行い、様々なケースへの対応を考える機会とした。必要に応じて支援困難ケースの担当者会議等にも随時参加しました。
- ②区のケアマネジャー連絡会と連携し各講習等で医師や看護師、薬剤師との協力体制が築けるように関係作りを行いました。
- ③新任ケアマネジャーの個別支援を行いました。

8. 介護予防事業・介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業

「ポジティブエイジング」とテーマにして通年の講座を、地域ケアプラザ内及び、地域の拠点に出張して開催しました。

《フレイルを予防しよう》

- ①「健康は健口から」口腔機能がフレイルの予防に大きくかかわることをわかりやすくお話しし、講義と口腔体操の実践の講座を行いました。
- ②「健康は口から 食べ物で健康長寿」～大事な大事な食事の話～として、体は食べ物で作られていつことを改めて考える機会とした。低たんぱくが招くフレイルの実態を例に挙げ、簡単にできるメニューを紹介し、おいしく食べて健康長寿を目指す講座を行いました。
- ③「耳寄り情報！難聴と認知症」として難聴を正しく理解する講座。耳の聞こえが悪くなり、人と話すことが負担になったり、会話にうまくついて行けなかったりして、社会参加が減少することを防ぐために言語聴覚士の立場から高齢者難聴の基礎知識や対策を分かりやすくお話しいただき、難聴と認知症との関連性も解説した講座を行いました。

《介護予防講座》

- ④「たまプラコミュニティカレッジ」として、楽しく学んで介護予防！を合言葉に、介護予防講座・謎解き脳トレ・ゆったりハマトレの3部構成で全6回の講座を行った。脳トレでは文学作品の「音読」俳句、短歌の「視写」も取り入れ、多彩で飽きの来ない時間割として講座を行いました。
- ⑤「脳が喜ぶ・笑顔が生まれる シナプソロジー」として体と頭を楽使って楽しく介護予防する講座を4回のシリーズで行いました。「2つのことを同時に行う」「左右で違う動きをする」といった普段なれない動きで脳を適度に混乱させ、認知機能を向上させます。常に笑いが絶えないコミュニケーションが生まれる講座を行いました。
- ⑥「頭と体をほぐそう ナイス体操」としてイスに座った体操の講座を4回シリーズで行いました。心身ともに元気に歳を重ねるために、体力や筋力の低下の予防を目指し考案された、椅子に座ってできるエクササイズ「ナイス体操」のやり方を体験する講座を行いました。
- ⑦「理学療法士と学ぶロコモ予防講座」として、ボディメカニクスの観点からの介護予防講座を4回シリーズで行いました。ロコモティブシンドローム発生のメカニズムを学び、予防トレーニングや体調に合わせた運動習慣を身につける講義と実践で学んでいただきました。「変節性関節症のリハビリ」「脊柱管狭窄症痛のリハビリ」「サルコペニアを予防しよう」と回ごとのテーマに沿っての講座を行いました。
- ⑧「つながりサマーレター・年賀状」夏冬それぞれ3回ずつ計6回開催しました。暑中見舞い、年賀状を描いて、作って、楽しく介護予防を目指します。送る相手に心を込めてはがきを作ることで認知症予防、ご家族ご友人とつながり社会参加を促す講座を開催しました。

《ウォーキング促進》

- ⑨「たまプラオリエンテーリング」季節を感じながら、1時間から1時間半のコースを歩きます。地図を頼りに隠れた文字を探します。それぞれで歩くので密を避け季節を感じてのウォーキング。ゴールすると1つの言葉が出来上がります。地域の保健活動推進員さんの協力を得て、奇数月での開催をしました。
- ⑩「たまプラ元気スタンプ」毎日変わるスタンプをスタンプ帳で集めます。1冊で12個集まったら、記念品をお渡しします。記念品は地域ケア会議で投げかけた民間の企業からの協力を得て、ボールペンや光るキーホルダーを無償で提供していただきました。また、手作りマグネットやCOVID-19の偏見をなくそう「シトラスリボンプロジェクト」のシトラスリボンなど工夫を凝らし、何度でも通っていただけるようにしました。年間300冊以上延べ4000個近いスタンプが集まり現在も継続中です。

《出前健康講座》

- ⑪老人会の定例会や、地区社会協議会、ボランティアサークルなどを対象に、介護予防や健康講座を開催しました。熱中症予防・免疫力を高めよう・ヒートショック・正しく知ろう COVID-19・横浜市の介護予防など季節やトピックスに合わせて、また地域の要望を聞きながら毎月開催しました。
- ⑫地域の健康チェックの場に参加し、健康相談を行いました。毎月数名の方が介護のこと医療のこと、現在の体調のこと、介護予防についての相談を行い、実際に介護保険や区との連携につなげたケースが3件ありました。

《認知症予防カフェ》

- ⑬認知症予防カフェでは、大幅にプログラムを見直し、「なつかシアター」として、昭和 30 年から 40 年代の懐かしい映像を編集したものを紹介しました。座席が対面にならないように工夫して、神経衰弱やプレゼンテーションソフトを使って作った「すごろく」などのレクリエーションを楽しんでいただきました。ご利用者様の誕生日に贈る、折り紙でのプレゼント作り、お土産の袋詰めなど、ボランティアの方々の活躍の場ともなっています。また、タブレットを使用して、ケアプラザに来られない方のために、リモートでの参加も実際に行い、会場にいる方、自宅からリモートでの参加の方双方から喜びの声が上がりました。

《元気づくりステーション》

- ⑭地区内で 3 か所の元気づくりステーション立ち上げ支援から自主的活動の後方支援を行っています。参加者の加齢による入れ替わりがあり、元気づくりステーション活動が停滞しないように、少しでも関心のある区民へ活動紹介を行いながら、定期的な支援を継続していきます。参加を促すチラシの作成、リーダー会の参加、消耗品購入相談、プログラムの内容を検討など、状況に合わせて支援してきました。

《動画配信》

- ⑮家の中や地域での会合でも行える介護予防のための番組を 30 番組作成し、動画配信サイトで配信をしました。ハマトレ・コグニサイズを中心としたロコモ予防から、口腔機能、筋力向上のためのフレイル予防、間違いさがしや、回転図形さがし、後出しじゃんけんなどのゲームで認知症予防といった多種類の番組を作成し、配信しました。また、ウェブセミナー開催としても活用しました。

9. 生活支援体制整備事業

- ①平成 30 年に横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービス B 事業）「青葉 GoGo クラブ」立ち上げに際し支援を行いました。立ち上げ後も運営の協力を継続して行っています。
- ・事業内の「レクリエーション」に対し、貸館団体（ダンス、ギター、数独などのサークル）のコーディネートを行いました。
 - ・地域活動に興味を持って来館された方をボランティアとして紹介をしました。
 - ・来館困難な参加者に対して貸館団体と共に「付き添いボランティア隊」を立ち上げました。結果、継続的な参加が可能となりました。
- 貸館団体にも協力を依頼することで地域の中での「自然な助け合いの輪」を広げることが出来ました。
- ②新石川スポーツ会館で「健康うた広場」「ボッチャをはじめませんか？」を開催しました。ケアプラザに通うことが困難な新石川地区の住民の新たな活動場所としての機能を果たしました。また、普段かかわることのない住民同士の交流もでき、地域の関係づくりのきっかけともなりました。
- ③青葉区生活支援コーディネーター連絡会でインフォーマルサポートリスト「青葉かがやく生き生き活動情報」を発行しました。地域での活動を探す住民に対して有効なツールとして機能しています。
- ④山内地区センター、近隣の地域ケアプラザ（美しが丘、大場）との共催事業「脳活レク！」を年に 1 回、継続的に開催しています。また令和元年度より「ボランティア講座」「認知症サポーター養成講座」の開催も開始して、地域連携をはかっています。
- ⑤青葉区社会福祉協議会、近隣の地域ケアプラザ（美しが丘、大場）と共に山内中学校で「認知症サポーター養成講座」を開催しています。地域のキャラバンメイトと共に開催することで中学生との交流の機能も果たしています。

介護保険事業

介護予防支援事業

職員体制

主任ケアマネジャー1名、社会福祉士1名、保健師・看護師1名、予防支援プランナー1名

【利用者実績】 【単位：人】

年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019	H31	149	151	151	156	165	167	177	180	181	175	171	171
2018	H30	171	167	160	167	161	167	167	164	159	165	157	152
2017	H29	168	166	167	169	173	173	178	184	184	182	173	171

居宅介護支援事業

職員体制 常勤専任2人、常勤兼務1人

【利用者実績】 【単位：人】

年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019	H31	65	66	65	74	75	82	83	83	84	80	84	84
2018	H30	70	73	78	78	80	83	89	90	90	91	92	97
2017	H29	92	82	83	86	80	79	77	77	84	80	83	77

2) 職員配置状況について

前期の指定期間における職員配置の実績を記載してください。

前期（2017〈平成29〉年度～2019〈令和元〉年度）における職員の配置実績は以下の通りです。

2018年12月1日～2019年3月31日の4か月間、地域包括支援センター保健師が体調不良により退職となり不在期間となりました。

職 員	配置実績	備 考 ※前期3年間の充足率として
所 長	1名	充足率100%
地域活動交流コーディネーター	1名	充足率100%
保健師・看護師等	1名	2018年12月～2019年3月までの期間不在のため 充足率89%
主任ケアマネジャー	1名	充足率100%
社会福祉士	1名	充足率100%
生活支援コーディネーター	1名	充足率100%

2019年4月1日以降は、所長以下、地域包括支援センター3職種、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの専門職は欠員期間がなく、充足率100%を維持しております。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市たまプラザ地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	10,028,125
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	1,921,875
事業費(税込)	自主事業 1,000,000 円-利用者負担等 300,000 円	700,000
事務費(税込)	旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費、保険料、リース料等	1,500,000
管理費(税込)	・全体光熱水費×0.79=1,200,000 円 ・施設維持管理費×0.79=3,100,000 円	4,300,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
合 計		18,924,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数) *デイ無し

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 2	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	10,000 円×12 ヶ月	120,000
事務費(税込)	5,000 円×12 ヶ月	60,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
合 計		

※ 2：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	23,154,375
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	3,695,625
事業費(税込)	900,000-利用者負担等 400,000 円	500,000
事務費(税込)	旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費、保険料、リース料等	1,200,000
管理費(税込)	・全体光熱水費×0.21=320,000 ・施設維持管理費×0.21=800,000	1,120,000

指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		30,426,000

※ 3 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.5625 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数) * デイ無し

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費 (税込)	教材費、講師謝金、消耗品費、保険料等	150,000
合 計		150,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業 (a)	18,924,000	18,924,000	18,924,000	18,924,000	18,924,000
		生活支援体制 整備事業 (b)					
		地域包括支援 センター運営 (c)	30,426,000	30,426,000	30,426,000	30,426,000	30,426,000
		一般介護予防 事業 (d)	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
		合計 (a)～(d)					
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第 1 号介護予 防支援事業	10,300,000	10,300,000	10,300,000	10,300,000	10,300,000
		居宅介護支援 事業	21,800,000	21,800,000	21,800,000	21,800,000	21,800,000
		通所系サービ ス事業 *デイ有り	0	0	0	0	0
	その他収入		300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	収入合計 (A)						
内	人件費		64,120,000	64,280,000	64,441,000	64,602,000	64,763,000

訳	事業費	1,850,000	1,850,000	1,850,000	1,850,000	1,850,000
	事務費	4,860,000	4,860,000	4,860,000	4,860,000	4,860,000
	管理費	5,420,000	5,420,000	5,420,000	5,420,000	5,420,000
	消費税等	1,530,000	1,530,000	1,530,000	1,530,000	1,530,000
	その他	7,050,000	7,050,000	7,050,000	7,050,000	7,050,000
支出合計（B）		84,830,000	84,990,000	85,151,000	85,312,000	85,473,000
収支（A－B）						

団体の概要

(令和 3 年 2 月 12 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん りょくせいかい) 社会福祉法人 緑成会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒225-0025 横浜市青葉区鉄町 2075 番地 3
設立年月日	1989 年 9 月 27 日
沿革	1989 年 「社会福祉法人 緑成会」(横浜市青葉区) 認可 1989 年 特別養護老人ホーム「緑の郷」104 床 事業開始(横浜市青葉区) 1998 年 在宅介護支援センター事業開始(特養緑の郷併設) ※2006 年～地域包括支援センターに移行 2001 年 「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」事業開始 2008 年 EPA 日本初となるインドネシア介護福祉士候補生 2 名受け入れ 2012 年 EPA 介護福祉士候補生 2 名 介護福祉士国家試験合格 2013 年 「横浜市たまプラザ地域ケアプラザ」事業開始 2013 年 サービス付き高齢者向け住宅「かやの樹」事業開始(横浜市青葉区) 2014 年 地域防災協定締結(中里連合自治会・すすき野連合自治会) 2016 年 特養併設地域包括支援センター業務終了 2018 年 特別養護老人ホーム「新緑の郷」136 床 事業開始(川崎市高津区) 2018 年 障がい福祉サービス 桃の実(生活介護)事業開始(横浜市青葉区)
事業内容等	【社会福祉事業】 (1) 第一種社会福祉事業 ・ 特別養護老人ホームの経営 「特別養護老人ホーム緑の郷」(横浜市青葉区) 入居定員 100 名(多床室) 「特別養護老人ホーム新緑の郷」(川崎市高津区) 入居定員 122 名(多床室 82 名 ユニット個室 40 名) (2) 第二種社会福祉事業 ・ 老人短期入所事業の経営 短期入所生活介護「緑の郷」(横浜市青葉区) 入居定員 4 名(多床室) 短期入所生活介護「新緑の郷」(川崎市高津区) 入居定員 14 名(多床室) ・ 老人デイサービス事業の経営 通所介護「緑の郷」(横浜市青葉区) 利用定員 30 名

	通所介護「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」(横浜市青葉区) 利用定員 40 名 - 老人介護支援センターの経営 「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ」(横浜市青葉区) - 老人居宅介護等事業の経営 訪問介護「緑の郷」(横浜市青葉区) (横浜市青葉区) - 障害福祉サービス事業の経営 生活介護「桃の実」(横浜市青葉区) 利用定員 20 名 【公益を目的とする事業】 - 居宅介護支援事業 「緑の郷」「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ」 (横浜市青葉区) - 介護予防型通所事業 「緑の郷」「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」(横浜市青葉区) - 介護職員初任者研修事業 「緑の郷」(横浜市青葉区) - 地域包括支援センターの事業 「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ」(横浜市青葉区) - 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業 「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ」(横浜市青葉区) - サービス付き高齢者向け住宅の事業 「かやの樹」(横浜市青葉区) 【職員構成】職員数 312 名 常勤職員 128 名 非常勤職員 186 名			
財務状況	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	総収入	3,622,778,996	2,195,971,336	1,483,897,606
	総支出	4,092,452,885	1,855,014,516	1,454,149,038
	当期収支差額	-469,673,889	340,956,820	29,748,568
	次期繰越収支差額	-90,984,584	249,972,236	279,720,804
連絡担当者	【所 属】法人本部 【氏 名】XXXXXXXXXX 【電 話】045-903-8500 【F A X】045-903-8264 【E-mail】midorinosato@midorinosato.or.jp			
特記事項				